

令和2年 3月10日開会
令和2年 3月23日閉会
(定例第1回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（3月10日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	5
事務局出席職員職氏名	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
一般質問	7
1 番 西本 篤史議員	7
7 番 松田規久夫議員	13
5 番 石田 修一議員	19
8 番 竹谷 和彦議員	25
1 2 番 河内 賀寿議員	27
9 番 穴井 謙次議員	32
3 番 國本 悦郎議員	41
議案第1号	48
議案第2号	48
議案第3号	48
議案第4号	48
議案第5号	48
議案第6号	48
議案第7号	48
議案第8号	48
議案第9号	48
議案第10号	48
議案第11号	48
議案第12号	48
議案第13号	48
議案第14号	48
議案第15号	48
議案第16号	48
議案第17号	48
議案第18号	48
議案第19号	48
議案第20号	48

議案第 2 1 号	4 8
議案第 2 2 号	4 8
議案第 2 3 号	4 8
議案第 2 4 号	4 8
議案第 2 5 号	4 8
議案第 2 6 号	4 8
議案第 2 7 号	5 6
散 会	5 7
署 名	5 8

第2号(3月23日)

議事日程	59
本日の会議に付した事件	60
出席議員	62
欠席議員	62
事務局出席職員職氏名	62
説明のため出席した者の職氏名	63
開 会	63
会議録署名議員の指名	63
議案第1号	63
議案第2号	63
議案第3号	63
議案第4号	63
議案第5号	63
議案第6号	64
議案第7号	64
議案第8号	64
議案第9号	64
議案第10号	64
議案第11号	64
議案第12号	64
議案第13号	64
議案第14号	64
議案第15号	64
議案第16号	64
議案第17号	64
議案第18号	65
議案第19号	65
議案第20号	65
議案第21号	65
議案第22号	65
議案第23号	65
議案第24号	65
議案第25号	65
議案第26号	65
議案第28号	68
議案第29号	68
閉会中の継続調査について(特定事件)	70
閉 会	70
署 名	71

田布施町告示第1号

令和2年第1回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和2年 2月21日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和2年 3月10日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	

○3月10日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

令和2年3月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告、報告第1号、2号
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第1号
令和2年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第2号
令和2年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第3号
令和2年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第4号
令和2年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第5号
令和2年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第6号
令和元年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第11 議案第7号
令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第12 議案第8号
令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第13 議案第9号
令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第14 議案第10号
令和元年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第15 議案第11号
田布施町総合計画策定検討委員会設置条例の制定について
- 日程第16 議案第12号
田布施町監査委員に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号
田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号
田布施町職員定数条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号
田布施町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 0 議案第 1 6 号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号
田布施町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号
田布施町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号
田布施町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号
町道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号
辺地総合整備計画（竹尾）について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号
辺地総合整備計画（小行司）について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号
辺地総合整備計画（真殿大国木）について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号
工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
例月出納検査の報告、報告第 1 号、2 号
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号
令和 2 年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第 6 議案第 2 号
令和 2 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第 7 議案第 3 号
令和 2 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第 8 議案第 4 号
令和 2 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第 9 議案第 5 号
令和 2 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について

- 日程第 1 0 議案第 6 号
令和元年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 1 1 議案第 7 号
令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 2 議案第 8 号
令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 3 議案第 9 号
令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号
令和元年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号
田布施町総合計画策定検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号
田布施町監査委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号
田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号
田布施町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号
田布施町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号
田布施町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号
田布施町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号
田布施町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号
町道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号
辺地総合整備計画（竹尾）について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号
辺地総合整備計画（小行司）について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号
辺地総合整備計画（真殿大国木）について

日程第31 議案第27号

工事請負契約の締結について

出席議員(12名)

1番	西本篤史	議員	2番	谷村善彦	議員
3番	國本悦郎	議員	4番	清神清	議員
5番	石田修一	議員	6番	木本睦博	議員
7番	松田規久夫	議員	8番	竹谷和彦	議員
9番	穴井謙次	議員	11番	林山健二	議員
12番	河内賀寿	議員	13番	瀬石公夫	議員

欠席議員(1名)

10番 畠中孝 議員

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本充君	書記	福本俊明君
		書記	有吉純一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	東浩二君	副町長	川添俊樹君
教育長	尾崎龍彦君	総務課長	亀田典志君
企画財政課長	森清君	税務課長	堀川誠君
経済課長	山中浩徳君	建設課長	田中和彦君
町民福祉課長	坂本哲夫君	健康保険課長	吉村明夫君
会計室長	惠元朗夫君	学校教育課長	長合保典君
社会教育課長	増原慎一君	総務課主幹	堀昌子君
健康保険課主幹	山本むつみ君	社会教育課主幹	氏下孝二君
代表監査委員	常見京平君		

午前 9時00分開会

○議長(瀬石 公夫議員) 定刻になりましたので、始めたいと思います。

今日、ちょっとベルのほう調子が悪いので、今、修理に出しておりますのでベルがありませんので。

ただ今、令和2年度第1回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。畠中孝議員より欠席届が提出されておりますので、御報告します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、竹谷和彦議員、穴井謙次議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会議は、本日3月10日から3月23日までの14日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は3月23日までの14日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 清神監査委員と私の2名で実施いたしました例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

令和元年12月、並びに令和2年1月及び2月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

会計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、報告第1号住宅使用料に関する債権放棄の報告について及び報告第2号奨学金返還に関する債権放棄の報告についての2件の報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、2件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第1号は、田布施町債権管理条例第15条第1項第2号の規定に基づき、回収不能となった町営住宅使用料の債権を放棄しましたので、同条例第15条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

債権者本人は波野住宅に入居しておりましたが、平成26年8月に死亡しました。滞納家賃は平成6年から平成26年に発生したもので、合計で20万3,800円でございます。連帯保証人も死亡しており、子供である相続人に対し、請求を続けて参りましたが時効の援用を主張したため、弁護士とも協議を重ね20万3,800円の債権を条例に基づき放棄いたしました。

次に、報告第2号は、田布施町債権管理条例第15条第1項第7号の規定に基づき、回収不能となった奨学金償還の債権を放棄しましたので、同条例第15条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

債権者本人に昭和59年4月から昭和62年3月まで計25万2,000円の奨学金を貸し付けておりましたが、平成31年3月に死亡しました。相続人はおらず、連帯保証人2名も死亡しており、本人に代わって債務を請求する者もおらず、回収する見込みがないため25万2,000円の債権を条例に基づき、放棄いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、議長から報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第4、一般質問を行います。新型コロナウイルスの感染対策のため、一般質問の質問時間を一人40分に短縮します。

また、開会中は40分に1回程度休憩をとり、換気を10分間行いますので御理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。西本篤史議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） おはようございます。3問でございます。常に一問一答で、まず、最初に町民グランド夜間照明についてお尋ねいたします。

町長の年頭あいさつでT A I K Oスポーツセンター田布施グランド夜間照明施設の全面改修が示されました。ナイター照明は水銀灯を使用しており、2020年に生産中止されます。LED化すれば、電気代は3分の1になり、寿命は3倍にふえます。しかし、初期設備費用は多額であります。3年後には経費は逆転いたします。夜間に利用するスポ少やスポーツクラブは現在グランド利用料金及び夜間照明使用料を払っております。年間のスポーツセンター全体の電気代は幾らか。これは昨年分です。また、電気代が安くなる分、夜間照明使用料は安くないのか。LEDは眩しいとの指摘がありますけども、明るさの調整はできないのか。今回の照明の数量、数、これはどういった計画なのか。また、工事する上で、省エネ補助金等で工事代は安くないのか。ソーラー灯をふやして夜間のウォーキングに利用できないか。今、ナイター設備があるんですけども、これを、例えば3段ぐらいジャンボにして一番弱い時にうっすら照明してウォーキング、グランドの夜ですね、夜、グランドのまわりを歩けるとか、そういう方式もできると思うんですけど、ちょっとそれも事務所に行って入り切りしなきゃなりませんので、まわりにソーラーの街灯をつけてそれやったらメンテナンスフリーでウォーキングもできるんじゃないかと思っております。

以上お尋ねいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） お答えします。T A I K Oスポーツセンター田布施のグランド夜間照明は、平成2年に設置し、現在29年が経過したことから点検を行いました結果、大半の安定器に落下の危険性があると判定されました。現在、8基の照明灯に水銀灯160灯を設置しております。議員御指摘のとおり、今の水銀灯は2020年には製造中止となり、ランニングコスト削減などメリットの多いLEDの投光器を令和2年度に設置する方向で考えております。

まず、1点目は年間のスポーツセンターの全体の電気代ですが、平成30年度の電気料は722万4,000円、グランド夜間照明の電気代は337万7,000円です。

次に、電気代が安くなる分、夜間照明の使用料は安くないのかとの御指摘ですが、現在、1基当たり30分で270円、中学生以下は135円の使用料をいただいています。使用料の見直しについては、近隣の状況を踏まえて設置完了までに関係者や議会と御相談しながら適正な使用料を協議して参りたいというふうに思っております。

次に、LEDは眩しく明るさの調整ができるのかとの御指摘ですが、水銀灯は全方向に光が発散されますが、LED照明は特定方向に集中して光がでるため眩しく感じると言われております。しかし、集中して光が出るため照明の範囲を絞ることができ、空間当たりの取付台数を減らすことでコスト削減にもなり、今の水銀灯160灯からLED44灯に投光器を減らすこととしております。また、眩しさから近隣住宅地の住民や車の運転に迷惑をかけないように、照明ライトの角度も調整しながら対応したいと考えております。

次に、省エネ補助金等で工事費が安くないのかとの御指摘ですが、国のスポーツ振興くじ助成金のスポーツ施設等整備事業を活用したいと思っています。スポーツ施設等整備事業というのがあります。補助対象の要件として、照明照度は平均照度100ルクス以上、最低照度30ルクス、照明しようとする面積は1,000平方メートル以上が補助対象、補助基準となっております、これをクリアしておりますので助成金は対象経費の3分の2となります。

次に、ソーラー灯をふやして夜間ウォーキングに利用できないかとの御指摘ですが、現在検討しておりますのは、8基の照明灯にそれぞれ1灯照明をつけて町民誰もが気軽に参加できる夜間のウォークを曜日等の指定をして実施できないかなど、実現に向けた協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ありがとうございます。電気代は722万円ということですね。まあ、これは3分の1、ナイターだけ変えただけじゃ、3分の1になるとは思わないんですけども、体育館の中も水銀灯とか、ああいったものありますので、それは将来的に全部LEDにすればかなり安くなると思うんですけど、まあ、今回ナイターだけでも3分の2ぐらいになるんじゃないかと思うんですよ。その分の使用料、電気照明代ですか、その分ちょっと安くしていただいたらと思っております。

LEDは眩しいということなんですけども、個数が160から44灯ということですね。かなり数が減るんですけどもこういった照度的には問題ないんですかね。

○議長（瀬石 公夫議員） 増原社会教育課長。

○社会教育課長（増原 慎一君） 現在、グラウンドの使用が試合とかそういうので使われることがなくて、練習とかでスポ少とか一般の方も使われる程度ということで、練習には問題のない照度ということで今、考えてこの数でやろうと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ちょっとこれも取り付けてみて照らしてみんとなんとも言えんところもあると思いますので、それは設置した後、調節ということですかね。ちょっと、さっきの使用料に戻るんですけども、今、スポ少が週に2回2時間、利用してるんですよ。で、2時間で今グラウンド夜間照明使用となるんですけども、2時間で4基使って、まあ、8基ありますんで半分で4基ですね、半面使って2時間で4,320円、小学生以下は通常料金の半額ということでこの半分、それと、使用料ですね、グラウンド使用料、半面1時間220円、ということは、大体、1回、1日2時間、夜使って2,000円か2,500円くらいなるんですね。それが1カ月週1日が2,500円として週に2回使って5,000円ですよ、それが4週使って2万円、これ全部スポ少の負担になるんですよ。かなり人数減って来ておるし、そこでまあこんだけ払うとなると結構きついという御意見もございまして、この辺も利用料、使用料、電気代照明、ちょっとお考えしていただいたらと思っております。照明補助金、スポーツ施設整備事業ということで、今回やられるんですけども、ほかにも省エネ補助金とかいろいろあるんですけども、これは二つは一緒にはできないですよ。

○議長（瀬石 公夫議員） 増原社会教育課長。

○社会教育課長（増原 慎一君） 一応、この補助が、一つということで一応これを申請しております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 二つ一緒に補助金もらえればかなり安くできるみたいなんです、ちょっと無理ということですね、はい、わかりました。

あと、ウォーキングなんですけども、照明の一番下に1灯付けられるんですよ、となるとスイッチ、入り切りのスイッチは事務所でやるようになるんですか、それともタイマーかなんかで時間が来たら切れるんですかね。

○議長（瀬石 公夫議員） 増原社会教育課長。

○社会教育課長（増原 慎一君） 設置については、今からまた協議の段階にはなると思うんですが、今考えておるのはその入り切りについて、夜間管理人等にですね、ちょっとお願いしてというふうな考えがあるんですが、また、この辺は打ち合わせの中で考えていくようにはなると思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 町民の皆さんに、とても利用しやすくなるように設置していただきたいと思います。

続きまして、2番の光ファイバー網整備についてお尋ねいたします。

来年度計画に光ファイバー網が整備されました。未整備地区では数年前から要望書が出されており、ようやく整備が計画されました。これからは光ファイバー網による高速インターネットは不可欠でございます。ICT、AI、IoTなど、Society 5.0に対応しなければなりません。スマート農業で食品の増産、ロスの削減、高齢化社会における遠隔診療も期待されております。

整備費用は幾らか、補助金は出るのか。未整備地区は町内のどこか、何戸か。整備は2年計画とされていますが、どこの地区からするのか。今後ケーブルテレビの可能性はあるのか。行政のSociety 5.0計画はあるのか。

以上お尋ねいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

光ファイバー網の未整備地域への対応でございますが、この整備は国の高度無線環境整備推進事業を活用し、整備を行うものでございます。この制度はこれまで地域情報化関連事業では認めて来られなかった民設民営方式での光ファイバー網の整備を認めており、本町も民間事業者であるNTT西日本が整備を行う予定で国に申請を行っております。国から事業認可が行われれば、順次、NTT西日本が主体となって整備を行います。

また、御質問の国からの高度無線環境整備推進事業の補助金でございますが、民間事業者が主体となって整備を行うため、この補助金は民間事業者に支払われることとなります。整備期間は2年間を予定しており、本町の財政負担は令和2年度が8,810万円、令和3年度が5,200万円と見込んでおり、総事業費は1億4,010万円を見込んでおります。

主な整備予定地域でございますが、令和2年度は小行司、大波野上・中、竹尾、真殿、大国木、中西等で、令和3年度は石の口、大田、西山、井神、立石等を整備してまいります。

それぞれの年度における整備スケジュールにつきましては、補助事業として認められてから民間事業者と調整を行うこととなっております。

そして御質問の現在の未整備地域の戸数でございますが、NTT西日本が令和2年度分として国へ申請した際の戸数しか現在調査して把握いたしておりませんが263世帯、480人となっております。大体、9割程度はもう既に整備は終わっておりますので、そのあとの1割をですね、どういうふうに民家の少ない所を整備するのかというところでございます。

次に、ケーブルテレビの整備につきましては、前町長時代からお答えしているとおり多額の整備経費、整備後の保守、管理経費や現在先行自治体で大きな問題となっております耐用年数経過後の更新費用の負担を合わせると、本町の財政を大きく圧迫する要因と考えることから、ケーブルテレビの整備については考えておりません。

しかしながら、現在、民間ではインターネットを使用した多くのテレビ番組等の動画配信サービスが提供されており、また、報道等によると東京のいわゆるキー局と言われる放送局が東京オリンピックを契機に一部時間帯についてはありますが、テレビ放送と同時でのインターネットを利用した動画配信サービスを地域を問わず開始するとのお話もございます。

このような動向を踏まえますと、これからのサービスを楽しむには、光ファイバー網の整備が最

低い条件となりますので、今回、民間事業者による光ファイバー網の整備に対する支援をしっかりと取り組んでまいります。

次に、御尋ねの Society 5.0 の計画について現在策定はいたしておりません。国において進められております。しかし、山口県が構築している県内全市町村が参加するオープンデータサイトへの取り組みや、山口県が主催する5Gに関する研究会への参加、また、今月には広島との連携中枢都市圏制度の中で、中枢都市圏参加全市町と山口県や広島県、中国総合通信局等が参加しての広島ICT推進協議会が設立されますので、来るべき Society 5.0 時代に当たっての情報共有や意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ありがとうございます。まず、整備費用が幾らかということで、2年間合わせて1億4,010万円ということです。これは町が出すお金であって全体の工事業者、国から工事業者に行くお金があると思うんですけども、これ、ひっくるめて幾らぐらいになりますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 町の今、負担は町長おっしゃったように、答弁した通り8,810万円ですけど、NTTが国に申請して、額っていうのが、明確なものではないんですけど、約3,000万円と言われております。令和2年度に限って3,000万円と。令和3年度の事業はまだ、保留事業で明確には審議されておられません。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） どちらにしろ、今回、計画されたことを本当にうれしく思っております。町内1割の未整備地区があるんですけども、こういう地区、特に飛び地なわけですよね。そこにケーブルで引っ張っていくのか、光ファイバーを引っ張っていくのか、これは無線でやられるんですか。それとも。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 局舎っていうのは砂田地区のところに整備していますようですが、それが伝送路って言って、ケーブルを這わせる無線局のエントランスって言いますか、っていうのができるらしいんですね。そこを小行司の近くまで、伝送路を引いて行きます。その先は末端の回線終端装置っていうのがあるんですけど、そこからまた個人の家へ引いていく、それぞれの契約者の所に引いていくと、町が出すのは田布施のNTTのビルからその伝送路のエントランスまでが補助対象で引いてくるということになります。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ちょっとよくわからないんですが、結局今、普通の有線であれば大波野を通過して小行司まで行きますよね、ファイバーは大波野を通過して小行司まで行くんですね。それとも一旦無線で小行司に局を置いてそれから各戸は有線、となるんですかね。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 小行司まで有線ですと延長と言いますか、エントランスを当てながらいくということになります。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 今後、計画でだと思います。ケーブルテレビ、よく町民の方から、見れない、例えば九州とかフジテレビとか見れないところが見たいという要望が結構あるんですよね、今回ケーブルのテレビの計画はないというお答えでしたけども、ファイバーで、光だけで、光テレビとかまあいろいろありましても、やっぱり見たいものいつ見れるっていうのがなかなかなくて、隣の町とか市では結構ケーブルテレビで議会中継とかされているようなところもございますので、今後、要望があればできる可能性はございますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） たくさんの町民の方からもご要望受けるんですが、重複してやるということができない、光ファイバー、光ケーブル引けばそうですし、ケーブル引けばケーブル、だから二つとも選択することはできませんので、現時点、もう光ファイバー網9割以上整備しておりますので、これにケーブルを加えるとなると本当に単独で、国の補助も何もなしにやっていくということになるわけでございます。ですから、今の財政事情等を見ましても今の形で進めていくと、その代わり光ファイバーですから、田布施の場合は全町域可能ですけど、ケーブルの場合はやっぱり抜けるところは地域的にかなり、全く何もないところは、ゼロか百かということになりますので、本町の場合は光ファイバーで選択しましたので小行司とか竹尾とか、いろんな地域がすべて同じサービスが提供できるということになっております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 以前、光ファイバー網を整備したら光ファイバー網を利用して今のケーブルテレビを視聴できる可能性があるかと前に一遍聞いたことがありますけども、やっぱり、今財政ですよね、財政が厳しいですからいづれ期待しております。

それでは、3番目の子育て支援についてお尋ねいたします。

町は子供の医療費、健康保健適用分を小学生6年生まで引き上げるなど、子ども子育て支援に取り組んでおります。山口県子どもの貧困対策推進計画では、平成31年度までに計画して令和2年度より子どもの貧困対策整備計画を各自治体で策定すると聞いております。目標では子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現となっております。町の整備計画はどのようなものか。また、プレミアム商品券など町内の子育て支援の状況はどうか、ということになりますけども、今、山口県子どもの貧困対策推進計画、この出てるんですけども、県内には宇部市が既にこういった推進計画をつくっております。各自治体、田布施町も当然作らないといけないんですけども、その辺も含めてよろしくお願ひいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。子供の貧困対策につきましては、国において子供の貧困対策の推進に関する法律が平成25年に定められ、これを受けて、子供の貧困対策に関する大綱が平成26年に定められております。県におきましても平成27年に推進計画が策定されているところであります。本町におきましては、現在策定を進めております「子ども子育て支援事業計画」を「子どもの貧困対策計画」と兼ねたものとして考え、その計画の中で困難な状況にある子供への支援の充実を掲げ、ひとり親家庭医療費等支給事業の実施、就学援助事業、学習支援などに取り組んでおります。また、その他施策として今年8月から新たに町独自の施策として所得制限を撤廃する乳幼児医療費助成や小学校修了までの子ども医療費助成、未就学児童における教育・保育の無償化、放課後児童クラブ事業や放課後子ども教室の実施、児童手当の支給の実施など、保護者に対するさまざまな経済的、福祉的支援を展開しております。

これらの中には就労支援もあり、大きな意味で子供の貧困対策であるとも考えております。このほか、生活困難支援や生活保護など県の社会福祉事務所との連携を図りながら貧困対策を進めているものでございます。

保健、福祉、教育の幅広い分野での子供の貧困という課題を捉え、解決していくために町長部局、教育委員会部局、及び県の社会福祉事務所や児童相談所などとも、今後とも連携を密にしてそれぞれの施策を効果的に進め、子供の貧困に関する諸課題の解決につなげて参りたいと考えております。

なお、子育て世帯向けのプレミアム商品券につきましては、該当する263世帯、292人分の引換交換券を発行しております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） はい。ありがとうございます。後は子供の貧困ということで今、い

ろいろと言われておりますけども、この貧困の線引きですよ、どこまでが貧困でどこからが貧困じゃないか、この線引きはどの辺ですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 貧困という言葉自体がですね、数字で表せるものかというのはわかりませんが、やはり就学援助なり、今の国の、県のまたそういう収入の少ない方への制度がございますのでそういった所得基準が一つのラインかなというふうに思っておりますが、一概にやはりその世帯だけの所得で貧困かどうかというのは、なかなか判断しにくいものもございます。まわりに親とか親戚の方とかいっちゃれば支援もできますし、全くなかったら、ある程度収入がありましてもなかなか十分な子育てとかけにくい現状ではどうかと考えております。まあ、一つとしては、基準として常にそういう金額等として考えれば、国、県の金額があるというふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 確かに、どこからが貧困でというのはなかなか難しいんですよ。また、県でひとり親家庭等自立促進計画というのを同時にちょっと出されておるんですけど、これはどういった計画なんですかね。

○議長（瀬石 公夫議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） これは県のほうで取り組まれておられる事業でございます、こちらで言いますと東部社会福祉事務所、こちらのほうが窓口になろうかと思うんですけども、ひとり親家庭の、大体主には母親なんですけど、就業支援のために、例えばその、主だった例で言いますと、例えば看護師さんでありますとか、そういったところの就業ですとか、そういったもの、特に資格取得についてバックアップをしていく、そういった制度であると認識しております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 今町内に限らずひとり親家庭、かなりふえておると聞いております。その辺で例えばお母さんが、お仕事で夕方遅いと、その時には子供を親に、おばあちゃんでも預ける家庭であればいいんですけども、そういった身寄りが無い家庭が、ちょっと夜遅くなるお母さん方に何かの形で支援できる事業と申しますか、かつては子ども食堂とかいろいろな方法をとっておりますけども町ではそういった計画はございますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 以前も子ども食堂の話が出てたと思います。なかなか県のほうもですね、いろいろな形でサポートをしてくれてますから今後検討をしていくべきものだと思います。ただ、主体はやっぱり、かなり核となるのができて、継続が必要なんです。だから、一回作っても、なかなかこの近くで作っても1カ月に1回ぐらいしか開けないと、先ほど言いましたように貧困性と言いまして、貧困の人が6人に1人は貧困というふうなのがでてますけれども、言われるように子ども食堂で提供してもあなたがそうだからとか言うわけにはなかなか行かないんで、全体を呼ぶようになりますから、で、その全体を呼ぶような形でのやり方がとりわけ大事だと。都市部では本当に困った方が来られるような形でやってらっしゃいますので可能なのかもわかりませんが、この地域でやる子ども食堂はどういった形がいいのかというのは、ちょっと今後、検討して行かなくちゃいけないと思います。で、このサポートとしても今ファミリーサポートセンターっていうのがあって、家庭で預かってくれる人、預かる人とか登録してそういうやりとりが、柳井、1市2町で作ってますからそこまでしていただくというのが今の制度としては、そこがあります。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） まあ、そういったファミリーサポートセンターの取り組みのやり方もあるんですけども、一番の貧困対策は貧困家庭を作らない町の支援ですね、それが1番じゃないかと思っております。

時間になりますので、今日はちょっと40分しかございませんので、終わりたいと思います。どう

もありがとうございます。

午前9時45分休憩

午前9時55分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に松田規久夫議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 私、3問いずれも町長に答弁をお願いいたします。一問一答で。

最初に、若者に魅力ある町の創設をと題しまして、今回の議会は時間短縮が望まれていますので、事前通告していますが、これと同じようなことは省略して述べたいと思います。

子育てを支援する場合、他の市町と比べて住民サービスは、田布施町はどのような立ち位置にあるんだろうかと、具体的に田布施の土俵というのは、どんな大きさなんだろうかということをお隣の市町と比べて、それでアイデアを出して人を呼び込むことにつなげたいというふうに思いまして、この質問をいたしました。

町長、答弁よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 通告ではいろいろ書いてございましたが、今、時間もということでございますので。いろんな施策を比べてみてということでございますが、本町の場合、予算査定を行います、その前に各担当では地域の事業なり出してくるときに、やっぱり松田議員おっしゃますように他市町村がどうかかというような調査もいたして、動向を見極めてやっております。そのときに一覧表というようなものではございませんが、今回の子ども医療費の問題につきましては、どういう県内の動向かというのを一覧表にして、本町も財政、非常に厳しいわけでございますけども、やっぱり、ある程度取り組むべきだというのは、また担当課のほうから資料の提出ございますので、その辺はわかるわけでございます。

そして後、子育てに関するもの、また、若者定住に関するものと非常に幅が広いわけでございますが、松田議員おっしゃいますように財政が厳しいからですね、どうかというのは、また関係がない話であると私は思っております。

そういう中で、例えば昨年、子育て世代包括支援センター、ニコニコ田布施も設置いたしました、その際にも具体的に他市町村がどういうその運用をされるのか、情報を十分把握をして、町の保健センターの中で具体的にそれがどういうふうの実現できるかというのを具体的に担当課のほうから、提案があって事業を実施したという経緯もございます。

ですから、全部一覧表にしてという形のものを持っておりませんが、予算査定の中で具体的に県内の状況等調べてやるっていうようなことは実施をいたしております。

以上、簡単でございますが、最初の答弁とさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 土俵の大きさを他の市町と比べて、自分のところを有利にして移住者を呼び込むというのは、ふるさと納税で高額なお返しの商品を配付して、返礼品競争をするのに、ある面、似た面があると思うのですよ。ただ、土俵の大きさと言うのは、ある程度聞える大きさでないと若者を呼び込むようなことはできませんので。

町長、一覧表は難しいような話をされましたが、厳密な比較一覧表というのは必要ないと思うのですが、ある程度、近隣と比較できるようなものをつくって、それで若い人を呼び込める、その検討委員会と言いますか、若者の職員のプロジェクトチームを立ち上げて検討させてみるという、こういう案はどんなでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ワーキングチームという御提案でございますが、今年の予算編成の際に、子育てのアプリ導入とかサポート事業など新しい事業入れましたけども、副町長中心に若手の職員に集

まってもらって、子育てとか若者定住とか、いろんなプロジェクトを作りまして論議をさせていただきました。

その中で、いろんな意見が出てきて全部くみ取ったわけではございませんけれども、今後の課題として、若い職員こういうふうな思っているのだということを私自身実感できたことは、大変いいことだというふうに思っております。

職員も自分の仕事以外に、そういう別の分野の事項をみんなで話し合う、調べるということは非常に行政能力の向上にもつながるということで、私は、非常に若手職員の努力と申しましょるか、取組に感謝をいたしております。

詳細は、副町長がずっと取り仕切ると申しましょるか、引っ張っていってくれましたので、私自体は、詳細は存じませんが、具体的に上がってきたものを予算化するというときに、十分経過の報告等を受けて対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） この点は、では、もう一問の質問にして次に行きたいと思えます。用意している質問をちょっと読み上げますのでよろしくをお願いします。

若者に魅力ある子育て支援策は、幼稚園、保育園にあると私は思っております。幼稚園が将来収入を左右するという話があるのをご存じでしょうか。これはハーバード大学の経済学者が2011年研究結果を報告しました。1980年代にSTR、スターと呼ばれる社会実験のデータと、2000年代の確定申告データの比較です。結果は、幼少期の学級が大人になってからの収入などに大きな影響を与えることです。幼稚園で優秀な先生や賢いクラスメートと一緒に小人数のクラスで育った子どもは、収入が高くなっていた。ですから、どんな幼稚園で誰と過ごすかが、子どもの未来を左右するといえます。義務教育は当然のこと、田布施町の幼稚園・保育園の充実を田布施町が情報発信すれば、若者の魅力ある田布施町の日常になろうと思えます。

町長は幼稚園、保育園の充実をどのようにお考えであるか、お聞きしたいので質問します。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 事前に通告されたものと随分形が変わっておりますので、できる範囲でお答えいたしますが、やっぱり保育園なり幼稚園というのは、それぞれの目的を持った法律に基づいた制度で運用しておりますので、全くそのハーバード大学の教授がどういうふうにおっしゃられたかわかりませんが、我が国のそういう未就学の子に対する制度というのは幼稚園と保育園に子ども園とか、その制度の中でやるということだろうと思えます。

やはり、英語教育なりいろんな無人島のような所で伸び伸びと保育をするとか、いろんな保育の実態があることは事実でございますけれども、町として魅力は出していきたいとは思いますが、今あるそれぞれの幼稚園、保育園が持っている役割、その中で十分、まあ教育というわけにはいかならないと思うのですが、保育の中で十分そういった将来、町の発展に寄与できるような人材の育成ができるようなものになってほしいというふうに個人的には考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） ありがとうございます。よろしくをお願いします。

2問目、エネルギー政策、担当設置を、次の質問に移ります。

先ほど通告を省略しましたらアドバイスをいただきました。いくらこういう閉じた空間でも、短時間では、感染のリスクが少なくなるんでということで、そういう思いで通告を省略しましたが、アドバイスもいただきましたので質問を通告どおり読み上げます。

2問目も町長をお願いします。

「田布施町には予期せぬ緊急事に備え、BCP事業継続計画が策定されている。業務の早期回復に向け優先順位をつけ、どの部門がどのような業務を担当するのか明確にされている。但し、私には総

務部門に偏っていて混乱時の対応消化が困難と思える。望ましくない事態の自然災害、大事故、不祥事」。

今回の感染リスクのあるコロナもこのBCP対応が望まれるかも知れませんが「緊急事態に遭遇した場合にBCPは被害を最小限に抑え、重要な業務を素早く再開させる非常時対応マニュアルである。何があっても住民に提供する業務を止めないための計画とも言える。そのためには、水や食料、エネルギーの確保が最重要だ。町役場内でエネルギー担当を明確にする考えはないか、仕事に対し担当者として責任を持つことにより、日常的に使用する電力の経費削減、災害時や事故時の動力確保などで早期復旧につながると思うがどのように思われますか」。

町長、よろしくお願ひします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

議員、今おっしゃいましたように水や食料、エネルギーの確保は重要なことだと考えております。さらには避難所に欠かせない段ボールベッドや簡易ベッド、そして、仮設のトイレの設置についてもいろいろ検討していきたいというふうに思っております。

また、エネルギー関係につきましては、平成30年の北海道のブラックアウトや今年の台風15号による千葉県の長期停電等により、電力の確保の重要性が再認識されております。

本町では、非常用電源を西田布施公民館や体育センターに整備しておりますが、令和2年度では、本庁舎に非常用電源設備工事を行います。また、自動車給電専用キッドを試験的に購入し、今後の整備に生かしていきたいと考えております。

最後に、BCPについては、策定後3年が経過しており、町の組織や業務に必要な資源は変化しておりますので、継続的に継続の見直し更新に取り組んでいきたいというふうに考えております。

エネルギーにつきましては、具体的に述べておりませんが、いろんな協定とか結んで対応しましょうというところまでは行っておろうかと思ひます。各市町村、いろんな千葉とか今年の災害見ましても、エネルギーなり電気というものの重要性というのは、行政として十分把握しておりますので、例えば、プロパンガスは業者さんと協定を結んでおります。そうしたものをガソリンですよね、ガソリンを優先的に供給してくださいとか、そういった協定なり、ガスは都市ガスがございませぬけども、水道は水道企業団がございませぬ。そういった協定なり、また少し広域的に県含めて考えたほうが現実的だという気もいたしますが、今、議員おっしゃいますような、そういった協定なり、というのは今後研究してみたいと思ひしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 協定等に対応ということですが、具体的な例え、防災担当は誰とか、下水道は誰とかというふうな、こういう職場内です、令和2年度で本庁舎に非常用電源も付きますし、そういう定期点検とか何か法令に遵守したような保守とか、そういうふうな担当者が決まると、もし、災害等で緊急時になった時に当然対策本部というのはできるでしょうが、その対策本部では、職員の安全確認とか住民の安全確認とか、食料、水、なんやかんやいろいろ仕事があると思うんですが、対策本部とは別動隊で、例えばコンピューターの、今、電算室がありますが、そういう人はコンピューター関係、情報やる、それで電力を確保するためには、エネルギー担当がやるっていうふうな、こういう異常時に備えて担当者が責任を持たせて誰と誰と、そういうことを決めることによって、先ほども言ひましたが、日常的な経費節減にもつながるんじゃないじやろうかと、そういう思ひがあつて、協定等の対応以外に職員の仕事の役割分担を決める、まあすぐというのは無理でしょうが、将来的にそういう思ひがあるかないかというのは、どねえなものでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 実際に、誰かということを決めるというのはBCPでは決めておりませぬ。松田議員の言われることもわかるんですけど、やっぱり大規模災害の時にBCPにも業務継続計

画にも書いておりますけど職員も被災して、ここに集まる人数も限られるということになります。

書いてありますけど、その発生当日には、70%の職員は参集できない。だから30%の職員で対応しなければいけないということになります。ですから、その時に実際にもう誰と、亀田がそのエネルギーの担当であれば、これが来れないということになれば、パニックになるということにもなりますので、今、通常業務の中でエネルギー、電力関係とか担当しているのは総務課の管財係が担当しております。

その中で経費節減、それから災害時の対応等についても研究、それから町長も先ほど答弁にも言いましたけど、公用車をつなげて電力供給できるようなキッドについても試験購入して試してみろという指示も仰いでおりますので、そういった災害時も想定した中で、今、検討を進めているという状況でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 非常時に備えてBCPがあるわけですが、BCP上部でランク付け、A、B、Cとかされているんですよね。それで、すぐやらんといけん業務がAランクの業務が112あります。

職員が駆けつけるのが難しいような状況で、余りにもAランクで即対応せにゃいかんのが多すぎるんで、Aランクの中でも、SAとAというふうな、より早うやらんにゃいけん、例えば、ライフラインの電力で話をしますと、ここの本庁舎はコンピューター等を動かさんにゃいけんのを、そのSAで避難所や公民館はAランクというふうな見直しも、余りにも業務のAが多すぎるので、そういう思いがしましたので、これは提案で置いておきます。

今、新型コロナが非常に問題視されています。2月の25日にその新型コロナウイルスの対策本部が設置されましたが、田布施町は感染を防ぐための、どのようなコロナウイルス対策というのはされておるんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ご質問と大きく離れることにはなりますが、BCPでみればですね、コロナも当然対応するという事で、対策本部の中で具体的に私のほうからも指示をして対策を取ったものもでございます。

今、報道で言われているものに、どうしてもなってしまいますが、本町の場合、図書館とかスポーツセンターとか、いろいろ他の町とは少し違う対応もとってはみましたけども、やはり全県的なということになりますと、県下統一の対応を求められるということで、一時、町立の図書館も開けておいたほうがいいんじゃないかとかいうですね、子どもたちが家におって本を見ることもできんということになったらいかんから、貸し出しだけはさせようというふうに、一時思っておったんですが、やはり、他が全部閉められますと、田布施町だけに来られましても、また、感染リスクも反対に広がってしまいますのでなくしましたけど、対策本部の中では、具体的にいろいろ対策を、例えば、本町で起こったときに消毒はどこがするのかとか、どういう方法でするのか、濃厚接触者が1回出た場合、どこを濃厚接触として考えるべきか、というのを具体的に担当を決めて考えらしております。

そういうことを、先手、先手でBCPのこと踏まえながら対応のほうはいたしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 今、町長の回答の中で、私が次に聞こうと思っていたことを先に言われたんですよ。新型コロナウイルス患者が町内に発生した場合は、住民サービスを止めてはいけない重要業務の仕分けができていないかとか、その仕分けができちよるんなら、それをどのように実施していくかというふうな、まあそれに近いような話をされたというふうに思いますので、実際に田布施で出てはいけないんですが、出る可能性もありますので、検討というか指摘という形で、このエネルギー等、考えていきよったらBCPになって、BCPがコロナまで行きついて、ちょっと少しわき道に離れたような質問になってしまいましたけど、最後の質問というよりも指摘にして、3問目にいき

いと思います。

このコロナウイルス感染拡大による施設案内というのが3月2日付けと3月3日付けで、社会教育課のほうから図書館とスポーツセンター、学校施設の利用について出ているのですけれども、余りにも小学校等含めて国のほうから急な対応されたので、このような表現になったと同情する部分もあるんですが、片方は表現が禁止なんですよ、もう一方は自粛なんです、禁止のほうははっきりしてえーと言う方もいらっしゃるかもわかりませんが、今、この時代ですから住民に寄り添うような表現で自粛表現のほうは、禁止じゃなくてよかったんじゃないかというふうに自分としては思っています。禁止だったら、こう上から目線でいくような感じで住民に寄り添うようなより姿勢が見れる。

両方とも自粛という形にしても結果は同じようなことになったんじゃないかということ指摘して、最後の質問にいきます。

2問目同様、エネルギー政策ということで、3問目は、原子力対策はということで町長に答弁をお願いいたします。

原子力の利用方法は、平和的利用とその対極にある戦争利用となる。日本は憲法で戦争を放棄し、比較三原則もある。だから、原爆、水爆の使用も兵器製造も許されない。平和的な利用は、原発と動力だろう。地震国に暮らす日本に安定した地層はない。ゆえに、日本の地下に核廃棄物の処理場建設は、現在の技術力では不可能と私は考えている。また、日本の核廃棄物を全面的に受け入れてくれる国は、今のところない。今後も期待できそうにない。

田布施町議会は震災後の2011年6月、委員会提出議案第1号上関原子力発電所建設に関する意見書を原案のとおり可決した。議会は町民の意向を踏まえたこの意見書を総理大臣、経産大臣、衆参議長、県知事に提出した。国は、原発の新設を認めていない。なぜ、町長は昨年、県知事が中国電力の申請、公有水面の埋め立て、海上ボーリングを許可したのにクレームを言わないのかお尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

中国電力は昨年6月10日に、公有水面埋立法の規定に基づき、県に対し、公有水面埋立免許に係る竣功期間の伸張を申請し、県は7月26日にこれを許可したものとこれを承知しております。

また、同じく中国電力は、10月8日に山口県条例に基づき、海上ボーリング調査の実施に必要な一般海域の占用許可を県に申請し、県は10月31日に、これを許可したものと承知しております。

これらの許可は、県において、それぞれ県が所管されます法律や条例の規定に基づいて審査内容を審査され、基準を満たしていると判断し許可されたものであり、法令上、町に意見を求められたものでもなく、また、町に何の権限もないことから、お尋ねのように県知事に意見を申し述べる立場にはないと考えております。

町といたしましては、今後とも国・県の動向を注視しながら町民の生命と財産を守ることを最優先に考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 田布施町の立場は、県に申し述べる立場ではないと。ですが町長、国は原発をベースロード電源と位置づけています。原発は二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーで地球温暖化にも貢献できるが、私は、コストに大きな問題があるというふうに思っております。

国が電力行政の許認可権を持っているから、中国電力は、上関原発推進の旗を掲げたままだっているように自分は考えているのですが、震災以後の防災対策費用を考慮すれば、原発はコストパフォーマンスが悪すぎると思います。コストを考えれば新たに原発を導入するメリットは、私はメリットはないというふうに考えるんですが、町長は原発を導入するメリットについて、どのようにお考えでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、福島事故以来、原発というのは止まっております。最近、再稼働とか、若干始まっておりますが、大元となります国の方針が第5次国のエネルギー基本計画でも、原発の新造設については触れられておりません。また、平成30年1月に資源エネルギー庁がまとめました原子力施策の動向について読んでみましたが、やはり、はっきりとした国の方針が示されていないということが、まあ今回、県も非常に苦労されたと思いますけども、そういった段階でございますので、町長としてどう思うかということでございますが、専門家が十分に論議をされて、実態等を考えながら、されておりますので、まず、そうした基本計画なり、そういったものの中で十分国民の論議をしていただきたいというのが私の思いです。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 国は、先ほども言いましたが、ベースロード電源は原発なんですけど、私は、ベースロード電源は原発でなく、自然エネルギーにしたらいというふうに思っています。

その自然エネルギーの中でも日本は火山国です。ですから地熱発電を大いに導入すればいいと、ただ、国立公園の、僕は、規制がネックになるとるんじゃないかと、ですから、IRで規制を緩くするんじゃないかと、国立公園の規制をより緩和して民間企業がより地熱発電に算入できるように、私は、町長に国や県に働きかけてもらいたいと思うんですが、町長、この働きかけをどのように考えられますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今までも町がそういう地熱なり風力発電とか持っておれば、まだ違うんでしょうが、本町の場合、風力にも適さない、地熱もない、太陽光についても非常に農村という環境の中で難しいということもございますので、本町からあえて、その自然エネルギーをとというような考えは、今、持っておりませんが、おっしゃいますようにエネルギー事態の総量を減らしていくということと、ベースの電源をどこに持つのかというのを国としてははっきり示してもらいたいというふうに思います。省エネで電力を落とすということが、まず、第1のキーです。それから、今あるエネルギーをどういうふうに使っていくのかというのを専門家のほうで十分論議をしていただきたいと思います。特に、私のほうから自然エネルギーについて、田布施町から発信するというような考えは、今、持っておりません。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） そろそろ時間ですので、最後の質問になりますが、最後は、ちょっとおもしろいことを思いつきましたので。

北朝鮮が最近、飛翔体を発射したというニュースがありますが、日本は言霊信仰がまだまだ残っているというふうに私は思っています。

あつてはいけないことを口にすると起こる、だから何も言わない、例えば、北朝鮮のミサイルが原発に飛んで来れば、結果としては原発が投下されたのと同じになります。何故、だれも北朝鮮のミサイルの話題のときに、その原発問題に触れんじやろうかというのがやっぱり、言霊信仰としか自分には考えられないというふうに思っています。

まあ、笑い話になるかもわかりませんが、北朝鮮のミサイルが岩国基地を狙ったら、上関に落下した、あるいは、田布施に落下したと、笑い話でも本当にありそうでもあります。上関が広島、長崎に続く被爆地になってはいけません。

そのような可能性のある原発は、住民の安心安全を守るためにも、私は、必要ないという風に思っておりますので、時間の許す範囲内で町長、お答えをお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほども申し上げましたが、国のいろんな基本計画の中で、再稼働の際には、安全基準がもう格段に基準が上がっておりますので、なかなか再稼働できないというのが実態で、それは国民の考え方を原子力関係の関係者も十分理解されて、やはり安全対策というものに万全を期さ

れているものと思います。

しかし、おっしゃいますようにミサイルというのは、上から飛んで来るものですから、なかなかそれはイージスアショアとかですね、そういったもので防御ができれば、また、違うかもわかりませんが、なかなかそういうような大きな問題も含んでおりますので、私としては、慎重に国民の安全をまず第1に考えていただきたいという、前町長からの思いと全く一緒でございます。

○議員（7番 松田規久夫議員） 以上で、質問終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩し、換気を行います。

再開を10時45分といたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時35分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、石田修一議員。

○議員（5番 石田 修一議員） それでは、一般質問3件させていただきます。答弁者は、1問目は町長、2問目は町長、教育長、3問目は町長をお願いいたします。

1問目、総合計画。これについて。

第5次総合計画は令和2年度をもって計画期間を終了する。現在、第6次総合計画策定の基礎資料とするため、まちづくりアンケート調査が実施されている。そこで、第6次総合計画策定に当たり、町長の考えを尋ねる。

1つ、私はこれまで田布施・平生水道企業団や柳井広域水道の水道事業における問題点を、町長に指摘してきました。第5次総合計画第4章には、「水道事業の経営改革及び改善を図る施策を推進する」とあります。第5次総合計画最終年度を迎えるに当たり、現状分析と推進状況はどうなっているかお尋ねする。

第2、現在の柳井管内水道料金は県内で一番高く、3倍の料金格差が生じております。企業誘致や若者定住等の地域活性化対策にも大きな支障となっております。水道事業の改革を推進し、水道料金を引き下げることができると、私は考えております。第6次総合計画の中で最重点項目として取り組んでほしいと思いますが、いかがですか。

第3、これは参考になると思いますが、広島県では水道事業の県一本化、このほかに具体的な活動をしております。2022年11月に、水道事業を県一本にまとめ、広域水道企業団を設立し、2023年4月から事業を開始する見込み。

県がまとめた企業団の設立構想は、県と市町が持つ総務や人事、財務などの間接部門を統合する、または上水道の運転管理や水質検査などの技術面も、段階的に一本化する。それによって県内にある上水道を半分に集約できると見ており、これが実現できれば、施設の維持管理費などで今後、1,700億円の削減ができると試算しております。また、水道事業の広域連携を後押しする、国の補助金も積極的に活用できると考えております。

これ、柳井広域がありますけど、全国でも一番小さい部類の広域になっておるといふふうに思います。国のほうは「もう少し大きい広域化を」ということで、強力に推進しております。そういうこともあって、水道事業広域連携を後押しする国の補助金を、広島県は積極的に活用するというのを考えております。広島県も山口県と同じように3倍の料金格差がありますが、水道事業の改革をどんどん進め、水道料金引き下げ、料金格差是正に積極的に取り組んでおります。

柳井管内は、山口県でも4,600円の水道料金。先ほども申し上げましたけど、間接部門の削減ができれば、この料金格差もこの近辺で、山口県で一番安い岩国地区1,500円ですが、それと同じ料金、これに、広域合併することによって、十分可能だといふふうに考えております。

東町長、柳井管内の市町を一本にまとめ、県に積極的に働きかけていこうではありませんか。町長の決意をお聞かせ願いたい。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

水道事業の経営改革につきましては、現在、柳井地域水道事業広域化検討委員会において、施設規模の適正化や更新需要の把握、業務の共同化など現状把握と課題抽出を初めとして、広域化に向けた検討を行っているところでございます。今後も広域化による効果の検証を行うべく、柳井地域で協議を重ねることといたしております。

御質問のように、西日本では、香川県において県と16市町で構成する広域水道企業団が平成29年に設立され、広島県においても、県と市町で広島県水道広域連携協議会が設置され、統合に向けた取り組みを加速することとしているようでございます。このように、水道事業における広域化の流れは国の施策のもと、全国的なものとなっていると認識はいたしております。

また、水道料金につきましては、議員御指摘のとおり柳井地域の1市4町全てで4,600円を超え、県内で最も高いものとなっております。

本町の上水道事業を担う田布施・平生水道企業団は、受水費や企業債償還などにより厳しい経営が続いており、田布施・平生水道企業団及び柳井地域広域水道企業団において、管理業務の民間委託など経営の効率化に努めてきたところではございますが、それぞれ構造的な要因を抱え、現状において料金の低減を実現することは困難であり、今後も構成団体と歩調を合わせ、引き続き広域化の取り組みを進めてまいります。

また、県に対しましても、現在の補助制度を維持していただくとともに、引き続き県内における水道料金の格差是正に向け、働きかけをしてまいりたいと思っております。

最後に、「水道料金の引き下げを第6次総合計画の最重点項目として取り組んでほしい」との御提案でございますが、こうした取り組みは、田布施町だけでなく山口県また広域的な市町を含めて、幅広い論議と運動が必要であるということも踏まえながら、今後、設置されます田布施町総合計画策定検討委員会の中にも相談し、検討してまいりたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） きょう、こうして総合計画についてですが、第6次総合計画、来年度から始まります。いろいろ私も町長に、総合計画についてお願いしたい件がありましたけど、一本だけに絞って、こうして質問させていただいております。

といいますのは、私は、今が県に一本化を陳情するのに一番いいチャンスだと。周りの状況から見まして、そういうふう判断しております。柳井管内には、田布施町には、岸衆議院議員、北村参議院議員、国本県議会議員、大島町には柳居県議会議員。しっかり村岡知事にも発言できる方もおられます。平生町には、元県職員でありました東町長と同級生であります。水道事業の改革を県に陳情するのに、最高のメンバーがそろっております。また県内には、現在では国会議員、安倍総理もおられますし、立派な方がおられます。

広島県は今、こうして山口県よりずっと先に走っておりますけど、こういうすばらしいメンバーがそろっておる中で、広島県に追いつけないことはない。だから、皆さんがもう一本にまとまってこういうこと、これはもういずれは、2年先、3年先、4年先、これはどうしてもやらないといけない。そして今度、これはもう既に山口県も、広島県がこの状況まで動いておるっていうことになれば、山口県自体ももう水面下では動いておるのではないかと、そういうように思っておるわけであります。

水道事業を、県に一本化することによって、間接部門で1,000億円以上の削減はできる。また、国の補助金も利用できる可能性もある。地域発展のため、このことについては、積極的に東町長に行動を起こしていただきたい。

柳井管内の国会議員、県議会議員、市長、各町長力を合わせて、県に陳情をお願いしたい。そうす

れば、広島県と同じように山口県も水道事業の一本化、広域水道の事業化を推進することはできるといふふうに思っております。

再度申し上げますが、このタイミングを逃さないように、柳井管内が積極的に陳情行動を起こしていただきたい。再度、答弁をして、次の質問に移りたいと思いますが、町長、よろしく。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、広島、香川とかですね、全国的にも県で一本化するという動きは進んでおりますし、水道管の老朽化、水道施設の老朽化ということもございますので、今後のインフラ整備ということを含めて、やはりそういう広域化には、なんというんでしょうか、余裕がありませんとできません。

でも、香川県の場合はちょっと、水がないという、お互いに水を融通し合うという、すごくまとまった気持ちがあるようにも聞いております。広島の場合は、そんなに格差がないというような気がいたしております。

山口県の場合は少し、東部、特に岩国が非常に安いということもございますが。その辺の柳井広域と、現実的にはその差が非常に多いものですから、石田議員おっしゃいますように、国会議員とか県知事含めて強力なバックアップがないと。やっぱり柳井広域だけでというのも、まずステップとして踏んでくれというのが県の考え方でございます。

ですから、柳井広域でどこまで経営統合するのか。やはりおっしゃいますように、上だけひっついたんじゃあ、やっぱり効果というのは出ないように思います。ですから、かなり大きな部分まで広域化を進めていくということになるかと思いますが、致命的に、やっぱり弥栄から引っ張ってくるといふ構造的な要因を、この柳井広域自体が持っておりますから。

光市は、周南市のほうへ水を売ると。7,000万円ぐらいで。工業用水を売るといふようなことも聞いておりますが。少し、その弥栄の水をどういふふうに広島の方にも少しとってもらうとか、周南の工業地帯のところまで少し持って行ってもらえんかといふふうな、具体的なその案を含めて、広域でもいろいろ論議をするんですが、なかなか前に進まないというのが現状でございますので。

石田議員おっしゃいますように、ほかの市町とも、県とも連携をして、いろんな調整に関する移動調整会とか自民党への要望も今後ございますので。そういった中で、取りまとめを早く行いまして、具体的に要望活動は強化していきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） 一言申し上げて次の質問へ行きますけど、今、町長が申し上げられましたように、もう水面下ではこれ、山口県一本化っていうことより、東部、中部、西部ということ、ここは東部になりますから、岩国方面になりますね。だから、今、山口県で一番水道料金安い、人口も田布施とかいうよりずっと多いわけで。それと間接部門がこれを削減できればですね、やはり、こういう東部だけの統合を先にしましても、水道料金、これを岩国地区に迷惑をかけるっていうことにはならないといふふうに考えておりますので。少しの格差があったにしても、この柳井管内、2,500円ぐらいまではおろせるんじゃないかと。だから、段階的な形でもいいわけで。これはとにかく国会議員、県議会議員、十分しっかり動いていただいて、地域のために結果を出していただくようにがんばっていただきたいと思っております。答弁は要りません。お願いします。

それでは第2問目、公共設備の現状と今後の建設計画についてであります。

国の方針により公会計制度が導入され、本町の公共設備は減価償却後の簿価が計上され、残存金額が計上されていると思うが、資産状況はどのようになっているか。また、今後の公共施設の建設計画についてお尋ねします。

1、中央公民館は耐震設備もなく、老朽化が相当進んでおり、第2庁舎の具体的な建設案が示されるべきと、そういう時期に来ておると思っています。中央公民館の機能は西田布施公民館に集約するなどの検討も必要ではないかと思っております。前町長の代に庁舎建設計画案が出ておりましたが、その

後の推進状況はどうか。

第2、麻里府公民館は東南海地震による津波や台風の影響で、また、麻里府保育園は土砂災害警戒区域としてハザードマップに示されているように、ともに現在の場所から移設すべきと考えております。地震や津波が発生した場合の、麻里府地区だけ避難場所がない。現在は、避難場所は防災センターとなっているが、建物は狭く、麻郷まで行くのは不便であります。今後は高齢化を考え、施設の安全面を考えたら、新たな複合施設の建設を検討願いたい。

第3、田布施町郷土館であります。

長い間、NTTに賃借料を払い続けているが、今後も高い賃借料を払い、老朽化した施設を利用していいのか、検討する時期にあると思います。例えば、将来的な郷土館のあり方について、住民の有識者による検討委員会を早急に立ち上げ、方向性を検討していくべきだとそのように考えますが、いかがですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

本町では、平成28年度に田布施町公共施設等総合管理計画を策定し、今後の人口減少や人口構造の変化、財政状況の見通し等を踏まえ、長期的な視点で公共施設における基本的な方針を示しております。

その方針の内容は、更新時におけるダウンサイジングや、複合化、集約化、また、廃止、統廃合等による資産総量の削減を図り、定期的な点検、計画的な修繕等により、長寿命化等を推進するといったものでございます。

令和2年度は、この公共施設等総合管理計画に基づき、個別の施設ごとに現状を踏まえた上で、維持管理、更新等について個別施設計画を策定をいたします。

それぞれ、議員から3点の御質問でございますが、まず、中央公民館と麻里府公民館のほうにつきましては私から答弁させていただいて、郷土館については教育長のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目の、中央公民館ですが、昭和43年の建築でございますが、町の中で最も古く、外壁剥がれなどの老朽化と耐震化に大きな問題があるということは承知をいたしております。

昨年の12月議会での一般質問でもお答えいたしました。以前、町職員で構成する庁舎問題等検討プロジェクトチームが、基本的な考え方の一つとして報告書を取りまとめくれましたが、これは機能、設備も必要と思われるものは全て取り込んで、あったらいいなというものは全部入れて試算してくれました。そういった問題もありますので、総額が9億円を超えるような、それで大きな事業になっておりました。このことにつきましては、議会、また町民の皆様からも多くの御意見をいただいたところでございます。

私といたしましては、今後の財政状況を考察し、大幅な事業費の抑制のため、別の視点からも計画が必要と考えております。これには、教育委員会や社会福祉協議会の移転先をどうするか、中央公民館の機能をどうするか、また慎重に論議をしていかなければなりません。

また同時に、この議事堂の多目的使用化や、本庁の会議室等にどれだけの事務スペースが確保できるか、そして、中央公民館のかわりに、もしか設けるとすると、最低限何が必要なのか、将来的にこれが必要なのかという優先順位を決めて、幅広い論議を深めて、令和2年度中には議会とも相談をする中で、方向性をまとめていきたいと考えております。

次に、現在の麻里府公民館でございますが、議員おっしゃいますように、津波、高潮対策に適さず、麻里府保育園も土砂災害の警戒区域に入っているという状況でございますが、麻里府地域には安全な避難場所がないという、非常に申しわけない状態になっております。

麻里府公民館の移転は、中央公民館の建てかえ後に実施することといたしておりますが、麻里府保育園につきましては、現時点で建てかえ計画はなく、今後の少子化の動向を見きわめながら検討して

まいりたいと思いますが、いずれにしても、少しスピードを上げて検討、協議を進めていきたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 引き続きまして、郷土館についてお答えします。

郷土館は、現NTTと貸借契約を交わして、平成元年11月3日から郷土館として開設をしておるというのは御存じだと思います。

郷土館は施設も設備もともに古いことから、議員御指摘のように、将来的な館のあり方を含めた、公共施設などの総合的な管理計画を定めることが重要であるというには認識しておるところでございます。

しかし現在、郷土館は、賃貸人のNTT、正式には株式会社NTT西日本アセット・プランニング中国支社とありますが、との賃貸借契約を複数年にしたことによりまして、同社が行う維持管理に資金を投資することが、従来より容易になったというふうに聞いております。

事実、平成27年度に外壁修繕工事が行われ、同時施工した外壁の吹きつけ処理により、郷土館の持っていた古い建物というイメージを一新することができたのは御存じのとおりです。また、令和元年度には耐震診断を行い、令和2年度に屋上の防水工事や外回りの改修工事が予定されております。

田布施町でも、NTT中国支社の工事計画にあわせて、町所有の設備の内、老朽化の進んだ空調設備等の設備更新を計画的に行い、現在収蔵している各種資料の保存環境を少しでも改善できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

このようなことから、現状では当面は、契約を延長して郷土館を運営していけたらというふうに考えているところでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） 今、積極的な御意見もいただきました。麻里府のほうも公民館、それから中央公民館を含めた第2庁舎のことについても、いろいろ前向きに検討しておられるようですので、引き続きがんばっていただきたいと思っております。

公共設備の分についてももう一つお尋ねしますけど、公民館ですね。今回ずっと、一般質問する前に、田布施町を全部歩いてぐるっと、車で走って行ったんですがね、一番建物で気になりますのは公民館です。町長も、一番近くの公民館が一番汚れていますし、問題だなというのはお気づきかもわかりませんが。

この公民館、特に城南公民館、麻郷公民館、外壁はもう黒ずんで、地図を描いております。これは今、各家庭とも庭とか個人の住宅ほとんど、周りを小ざれいにしておられますから。見られたらわかりますように、この城南公民館や麻郷公民館は、地域の環境美化を阻害しておる。はっきり申し上げます。これは、公共施設が地域の美化環境を、これを完全に阻害しております。

だから、外壁を塗りかえること。そういうことによって、きょう建設課長もおられますけど、やはり、設備の建物の維持管理はできるんじゃないかと。だから、建物の耐用年数も延ばすことができるんじゃないかということを考えますと、将来の歳出の削減になるというふうに思っております。

そういうこともありまして、この公会計制度、これはもう完全に導入されておるわけで。こういうことから考えますと、早急に、これは検討するだけでなく、外の塗かえ。これは建物の延命を図るということも考えて、検討されるべきじゃないかと思っておりますが、御答弁をお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、公民館の老朽化は、思った以上にひどくなってきております。令和2年度で個別施設計画をつくりましますので、具体的にその外壁の状況を具体的に診断する中で、対応の順番も決めてやっていきたいと思っております。

中には、もう塗りかえじゃなくて、一回、本当に外壁をきれいにして整備をしたほうが良いような気持ちを持っておりますが。事業費もそうしますと、かなり大きなものになってきますが、長期的に

使うという観点から、個別の施設計画ではいろんな案を盛り込んだものにしてみたいと思っております。また御提案のほうをさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） それでは3番目の、行政と地域の協働のまちづくりについて。

田布施町は、各地域の公民館を拠点とし、公民館活動を中心に地域の活性化を図っている。しかし、急速な高齢化や人口減少により、地域の環境は厳しくなってきました。

先般、地域の役員会に私も出席しましたが、自治会長を決めるということで、それをしないで、会員が自治会を脱退しました。地域の連帯感や自治意識の希薄化が進んでいるように思います。

麻里府地区は、田布施町で唯一の国定公園に面した住みよい環境があるという人はいます。地域を挙げて人口の増加に努めているところではありますが、南海トラフ地震による津波や麻里府小学校の閉校の影響もあり、思うような結果があらわれておりません。

今、地域のコミュニティーの中心である自治会組織が衰退する傾向にあるように思います。こういった現況を捉え、行政は危機感を持って対応策を講じる必要がある。そのように思います。今こそ、行政と住民との協働によるまちづくりが必要であります。

田布施町と規模も同じようなまちで、皆さん御存じのように、愛媛県の内子町。これは参考になるものではないかと、このように思います。

内子町は、人口が田布施町よりちょっと多くて、1万8,000人の町であります。内子町は、各地域の担当責任者に3名ずつ町の職員を任命しております。これは、町長直結です。地区の公民館長や自治会長と一緒に、年間の行事計画や地域の問題点に取り組み、成果を上げております。日常の業務をこなしながら、地域での活動をしているわけであります。

田布施町は、年に一回程度と申し上げたら失礼ですが、公民会長や自治会長を本庁に集めて、会議をしているというふうに思っております。自治会長は、1年か2年で交代であります。地域の問題点や改善点に取り組む時間はありません。そういうことからしますと、内子町を参考にして地域活性化に取り組むべきだと思いますが、いかがですか。職員が現場に立ってこそ、地域の問題点や改善点が見えてくると、そのように思います。地域との連携強化を図っていくお考えはありませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

全国的に、少子高齢化の進行や急激な社会の変化に伴い、地域コミュニティー機能の低下や自治会加入率の低下、住民の連帯感の希薄など、これまでのコミュニティーを維持していくことが難しい時代にきており、また今後、少子高齢化により独居など高齢者のみの世帯の増加が見込まれております。このため、国は可能な限り住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域の支え合い体制の構築を推進しております。

こうした中、本町では麻里府地区をモデル地域として、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び地域住民等が協働し、地域の課題などを話し合う協議体の新年度設置に向け、準備を進めており、これまでに研修会を2回実施しております。

新たな協議体では、地域が抱える課題を明確にし、それを改善するために、地域でできることや地域の多様な資源を生かした取り組み等について話し合い、実現可能なものから実施し、触れ合いの基盤づくりに取り組んでいきたいと考えております。こうした麻里府地域の取り組みが進みますと、ほかの地域にも展開していきたいと思っております。

内子町の例を今、いただきましたが、ちょっと今後の検討課題とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 石田議員。

○議員（5番 石田 修一議員） もう時間がないようですので、また。答弁は要りませんから、検討をしていただいて、実行できるものはしていただけたらと思います。

内子町の例を挙げましたが、田布施町観光協会が、前は庁内、田布施町役場にあったと思うんですけど。それを前町長のときに予算をつけて外部に設置したというふうに、私は理解しておるんですが。内子町のように、行政と地域とが一体化するような形になれば、各公民館長、これを観光協会の一員に加えて、地域とともに活動できる方向も検討されたらどうだろうか。

やはり、先般の「牡蠣まつり」ですか、交通の問題でこちらに移されたようですが、地域の公民館長は、それを後、聞くような状況。だから、地域と一体化するっていうことになれば、事前にそういうふうな、結果的にそういう方向になったにしても、話し合いのもとでやっていくとか、そういう形があればと。そういうふうに思います。検討をお願いします。

それと、これは地域にもう一步踏み込んでいただいたら、こういう苦情は行政のほうへ入ると思いますけど、5月の第2日曜ですね。やはり、今は女性の力が必要であります。第2日曜、御存じだと思いますけど、これは母の日です。だから、この日に町内の一斉清掃をやっておりますね。一斉清掃だから、ごみが出ますから、来るからこれは、うちの地区は日にちを変更するとかそういうことはできないわけで。これは、わざわざ母の日に町内一斉清掃をやらなくても、第1週なり第3週に変更するっていう気配りがあってもしかるべきじゃないかとそういうふうに思います。検討をお願いします。

以上で、一般質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、石田議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、暫時ここで休憩し、換気をし、11時35分から再開いたします。よろしくお願ひいたします。（発言する者あり）はい、それなら30分からです。換気だけです。

午前11時23分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、竹谷和彦議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） それでは私の質問ですが、2つでございます。質問の答弁者は、町長をお願いします。

それじゃあ1問目ですが、役場庁舎内の設備についてお尋ねします。

田布施町には職員用のシャワールームや宿泊する部屋や仮眠場所がないが、大きな事故、災害発生が懸念されるきょうこのごろ、万が一の事態に備えて庁舎内にシャワールームや宿泊、休憩、仮眠用のスペースが必要なのではないか。現在のお考えや今後の設置計画や、予定をお聞きます。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

昨年度、庁舎耐震改修工事を実施し、震度5強に耐え得る庁舎となりましたが、工事前と変わらず、限られたスペース内での執務を行っております。

御質問にあった、長期化が予想される大規模災害を想定した場合、仮眠室やシャワールーム等の設備があること、また職員あるいは避難した住民が、精神的な負担軽減につながると思われませんが、庁舎に限界がございますので、現在のところ、新しい部屋とか設備をつくる予定はないのが現状でございます。

やはり、先ほども申し上げましたが、中央公民館の耐震化問題、また麻里府公民館の移転問題、その他公民館等の老朽化問題等をたくさん抱えておりますので、まず、こうした公共施設の整備計画をまず立てた上で、考えたいと思っております。

今度、第2庁舎が建設が可能であれば、少しそういったものが入れられるかどうかというのは考えてみたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

これはちょっと職員の方から聞いたことなんですけど、例えば、除草作業等をして汗だくになって庁舎に帰ってきてても、そういった施設がないから、近くの者は時間休とって家へ帰ってくると。そういう状況があるということでございます。

これは、そう大規模なものでなくて結構ですが、例えば、宿直室の隣あたりに簡単な、海の家にあるものとかプールにあるシャワールームのようなものを、簡単な設備でもとりあえず設置というのはいけないものですかね。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 場所の管理とか、時期的にやっぱり冬とかには使わないわけでもございまして、やはり夏時期に限定した施設でございますし。御承知のように、敷地内も本当に限られております。今、川の工事をやっておりますが、あれが済みますと、もういきなり川の堤防ということになりますし。非常用電源設備の工事も、あの裏、玄関の付近に少し土を高くして、安全性をとって設置するというふうにしておりますので、なかなか裏周りにそういったスペースがないということも事実でございますし。

できるだけ作業も夕方3時とか4時ぐらいからやって、終わったらもう家へ帰れるようにということで。朝からそういう作業をさせて、一日中不快な思いをさせるということはないように心がけてはおります。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） ここ数年、この田布施町のほうには大きな台風とか来ないから、済んでおるんですが。万が一、何か起きたときに、やはりこういうものがあつたらいいなと思っておりますので、前向きに検討をお願いします。

それでは、2問目でございます。防犯カメラ、ビデオ、公用車の車載カメラの設置状況についてお尋ねします。

昨年9月議会で、庁舎や町内施設への防犯カメラの設置、公用車へのドライブレコーダーの設置について質問した。町として今後検討していくとのことだったが、その後の進捗状況はいかがか。

また、防犯強化のため、町民が車にドライブレコーダーを新たに設置する際に、田布施町として助成を行ってはいかがでしょうかということですので。お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず第1点目の、庁舎や町内施設への防犯カメラの設置、公用車へのドライブレコーダーの設置についてお答えいたします。

防犯カメラ及びビデオについては、令和2年度の当初予算で検討もいたしました。やはり予算的に非常に厳しいという状況もございまして、少し見送らせていただくことにいたしました。しかし、その必要性は十分、査定の中でも職員から聞きましたし、今後、検討はしてまいりたいというふうに思っております。

そして、ドライブレコーダーについては、御提言もいただきましたので、昨今の運転状況、あおり運転ですか、そういった状況を踏まえながら、令和2年度から、出張車についてドライブレコーダーの設置を計画的にしようということで、数台ではございますが、出張車に限定してつけるということにいたしております。ありがとうございました。

次に、2点目の、ドライブレコーダー設置に対する補助、助成でございますが、多くの方が、やはり既にドライブレコーダーを設置されておりますし、今後、町が補助をしなくても、安全対策上、急速にその設置が進むというふうに考えておりますので、今あえて町が出て、町としての補助事業というものは考えておりません。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

大きな犯罪とか起きた場合、よくその逃走経路とか確定するのにいろいろ、テレビや新聞等の記事を読んだりするんですけども。やはりそれを考えると、我が田布施町というのは、余りにも無防備な町だなと。町からどう逃げていっても、全然わからんんじゃないかと私、思うんですよね。

それでちょっと2番に、ドライブレコーダーというふうに限定しましたが、逆にいうと、自宅の玄関とか自宅の前とかに道路のところに、そういった防犯カメラとかを設置するために今後、検討していただいたらと思ひまして、補助とかですね。その辺で、今後ぜひ、御検討いただきたいんですが。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように防犯カメラは、私が思いますのに、小学校の通学路とかやっぱり危険性があるところについて、公安委員会らと協議して計画的に進めたらと思っておりますが。何せ、そのエリアが広いから、町だけでということにはなりませんので、いろんな企業さんとか店舗にもお願いをして設置を進めていくということも考えたいと思ひますが。おっしゃいますように、自治会とか地域で「こういったところに設置をしたい」ということがあれば、またそういう助成制度について考えられれば。必要性は十分理解しておりますので、また考えていきたいというふうに思ひます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。ぜひ今後、よろしくお願ひします。

それでは非常に短いんですが、私の質問はこれで終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、竹谷和彦議員の一般質問を終わります。

ここで昼につきまして、暫時休憩します。

再開を1時、「微妙なとこ」と呼ぶ者あり）いいですか、河内さん、40分足らずでも。（「やります」と呼ぶ者あり）河内さんが、どっちでもいい。（発言する者あり）そりゃ、持ち時間はええよ。みんながええちゅうたら。

それでは、河内賀寿議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。質問は一問一答でお願いいたします。

質問事項1は、電柱に万国旗を教育用に貼ってはどうかということで、東町長、尾崎教育長、答弁よろしくお願ひします。順番はどうかわかりませんが。

それでは内容にいきます。

以前テレビで、我が校の児童は全員、数の単位を1から最大まで言えますよと言われている校長先生の番組を見たことがあります。種明かしは、階段1段1段ごとに、万、億、兆、京、垓というように書いてあるのを、6年間見続けることだとのことでした。

そこで、本町の子供たちは全員これは言えるよというようなことに、これを応用できないかと思ひました。オリンピックや大阪万博を控え、万国旗が言えればすてきだなと思ひました。もちろん階段も大事ですが、一般の人も関心を持っていただけることも考えて、海拔表示のプレートのように別に大きくなくてもいいですから、町の電柱に貼ってあれば、小、中、高と登下校するとき目に入り続け、自然と覚えるはずですよ。

国旗のサイズは、ほんの20センチ、15センチぐらいで十分だと思いますし、下に国名と首都名が入っていればいいと思ひます。面積がどうのなど、やたらと多くの情報を入れると、かえって覚えられないと思ひます。あとはNTTさんとの交渉次第だと思いますが、電柱に万国旗を貼ってはどうかでしょうか。

ちなみに、めったやたらと考えずに貼るのではなく、町内4小学校区を考へる基準とします。麻郷小学校校区を例に考へると、世界地図の真ん中辺が日本と考へると、それを麻郷小の一番近い電柱に

日本の旗を貼り、それを中心と考えて、石城山のほうを北と考えれば、竹重か三宅のほうがロシアやカナダ、東なら麻郷団地の方面の電柱にはアメリカやメキシコ、西なら熊毛団地方面にヨーロッパのドイツやフランス、南なら麻里府海岸べりの電柱に南アフリカやアルゼンチンなどといったようなものに、貼り方を考えたらいいと思います。

そうすれば、現在197カ国ある国の位置関係が、日本から見ての北だの西だのを、子供のころから覚えると思います。まあそれで東小、西小、城南小も同じように考えで、別々に貼られたらいいんじゃないかなと思っています。もちろん予算の関係がなかったら、田布中真ん中で197枚ということもあると思いますが、こういう考えではいかがでしょうか。こういう貼る話なんですけど、答弁よろしくをお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

大きな自治体では、自治体所有の街灯などにフラッグやバナーを取りつける事例はあり、にぎやかで活気のある町となるとともに、万国旗に児童・生徒は興味を持つかもしれません。すばらしいアイデアだろうと思います。

しかしながら、現実には電柱等に万国旗を貼るとなると、所有者であります中電やNTTの許可が必要ということになります。確認いたしましたところ、通信ケーブルや道路標識、防犯、安全施設、交通安全の標識については許可しますが、その他等の看板については、基本的に許可していないという現状と聞いております。

また、議員もおっしゃいましたが、費用も少しかかるものでございますので、現状では難しいかなというふうに思っております。

ありがとうございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、引き続いてお答えします。

知識の習得において、覚えなければならないことや覚えておきたいことを、いつも目に触れるようにして記憶させていくことは、とても有効な手段であると思いますし、学校においても、教室に九々や漢字、年表などを掲示して、何度も目にすることができるよう町内の小中学校も現在行っております。

御提案いただきました通学路の電柱へ国旗を提示についても、そうした効果があると考えられます。特に、地域の人たちが地域を盛り上げるために、こうした活動に取り組まれることについては大いに賛成です。

しかし、町や教育委員会が進めていく場合、まず電柱の使用許可や交通安全上の問題、設置するための必要経費や維持費等、効果に見合うだけの支出であるかどうかという点が気になります。

次に、子供たちに身につけさせたい知識の範囲の程度という点で申し上げますと、学習指導要領に沿って学校は指導しておりますが、学校では国旗について次のような指導が求められております。

まず、小学校3・4年生の国旗に対する内容の取り扱いについては、我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うように示されています。

小学校5・6年になりますと、世界の主要な国については名称についても扱うようにし、近隣の諸国を含めて取り上げることと、その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮することと示されています。

このように、国旗については、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアといった主要な国に加え、中国、韓国、ロシアといった近隣の国名や国旗を理解する範囲が示されております。

したがって、田布施町内で世界の国旗が見られるようになれば大変楽しいと思いますが、町や教育委員会で万国旗の国名が言えるよう取り組んでいくのは、やや難しいかなというふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） まあ、何事も新しい提案というのはそううまくいかないものだと思いますし、結局、先ほども言いましたように、貼られるほう側の、管理しよる側の中電なりNTTの方とのまずは交渉から入るとは思っています。それは相手がそれが大事に思うかどうかで、それはもう決まっていくとは思っています。今の答弁で言われると、確かに言われるとおりとは思っているんですけど。

実際問題、今みたいなことで、小学校とか洗面台の前に置いてたとか、何か書いてあったとかいうのも、ほかの高校生の女の子が言っていましたから。実際に高校ぐらいになると、いっぱい書いてあるやつを貼ってあるやつというのは、書いてあったのは覚えちよるんじゃないけど、実際はほとんど忘れるみたい。実際に絵で書いてみて、スペインってどこじゃったとか、これは国旗とは違うんですけど、全然スペインの位置がわかんなくて、どの辺とか言って、全然のところを指すんですね。だからやっぱりそういうのはどんどん忘れるということ。

だから今度のように、各電柱のばらばらの位置において一つのものが掲載されておれば、歩くときに、たしかあの石油屋の前にあったこのあれじゃったねとか、いろいろそういう覚え方というのは、結構死ぬまで覚えていると思うんですよ。全部の国旗が並んでいるやつが貼ってあるちゅうのは、まあ、全部まず忘れてしまうんです、相当興味がなければ。それは、例は、最近ちょっと実験じゃないですけど、高校生の女の子と話す機会があったときにそういう感じでしたね。そういうもんだと思います。あんまり興味がなかったら、結局、普通にいろんなことを忘れますからね、いろんなことを覚えられない。

そういうことはいいんですけど、今のあれですけど、経費の関係なんですけどね。確かに海拔プレートみたいなのは多分高いんだろうと思います。なんぼなんか知りませんがね。私もやっぱりさっき説明しましたが、最低、ビニールというのはなんですけど、本当、この手のひらサイズぐらいの簡単に貼れるようなもので、後、中に入れる差し込むやつとか、写真なりプリントの旗のやつを入れりゃあいいので。一個ずつ鉄板みたいのをつくろうとしたら大変なあれだと思のうで、そんなにはかからんと思います。

あと、きのうちょうど帰るときに、柳井の新庄のほうを通るときに、別に電柱に今日付けでかどうかあれですけど、不動産屋さんの何かいう、どうこうしましょうとか、ここに連絡してくださいとか、不動産屋さんの的なのを電柱にずらっと——皆さん、今度通るときもあるかもしれませんが、普通に不動産屋さん絡みのが電柱に貼ってありましたけえ、さほど交通安全とかいうよりも、貼ってもそんなおかしくはないことが。これは柳井市の話だろうけえ、田布施ではちょっと通用せんかもしれませんが。きのうちょうどね、あ、貼ってあるなど、あした質問するのに、不動産屋とかの分が貼ってあっても不思議じゃないんだと思いました。結局、考え方次第、NTTさんとかの、教育いいねとか、それで話がうまくいけば、それだけで経費もそんなにかからないと思いますけど、いかがでしょう、こっちなんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 経費についてはちょっと直接NTT、中国電力に聞いておりませんが、通常作成するのに、インターネットとかそういったものでちょっと調べてみましたら、巻の広告の関係だと大体1万円ぐらいからそれ以上という形になります。で、やっぱり使用料になってきましたら、その巻の広告であれば、年間で1万3,500円から2万2,000円というような形になります。

今、交通安全の関係の看板とかも、ことし多く看板設置しているんですけど、そこで中国電力の電柱に貼る計画の中で、一応交通安全上であれば、年間2,500円程度でできるということでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） やはりですね、普通の一般の何か広告と違って、交通安全とかい

うのは大義名分として、誰が考えても立派なことですから、それは安くなるのは当たり前で、ゼロというのはちょっとよほど向こうの御意向があると思いますけえ、あれですけど。

今回、やはりその一応大義名分で教育的に貼りたいんですけど、大義名分だとそんなには、今みたいな交通安全みたいな形で値段もそんなには高くないと思います。それでまた子供らが、よその町の子はそこまで言わんかもしれんけど、田布施の町民はほとんどの国旗のこの概念があつて、大人になつても言えるよというのは非常にいいと思います。

皆さんもよくクイズ番組とかテレビで見ると思いますけど、たまにこの国旗はどこというのがよくありますけど、子供と見よつても、お父さんとかお母さんじゃつたら、ここは何とかですつて速攻で言えば、自分ちの子供も父さんすごい、母さんすごいになると思いますから。それはもっと先の話になりますけど、教養の簡単な覚え方としていいと思います。

この点に関して、今回のやつので、別に東京オリンピックに合わそうと思つたらちょっと忙しいですけど、大阪万博、5年先ぐらいですか、あれも一緒に。あれごろぐらいまでに貼っておけばぐらいで、そうすぐ早急にというじゃなくて、ゆっくり考えていただければぐらいのゆるいネタではありません。ネタという表現は失礼ですね。

あと、こういうのでナニコレ珍百景とかで捉えられたりとかして、いろんなマスコミとかで話題にされて田布施町すごいなと思われてもいいかなと思います。

あと、この前、桜まつり、去年のときに、吉本の芸人さんたち呼んでステージでやったやつおのときに、吉本の芸人さんも最初の言葉のつかみで、町の話をして引つけたという常套手段でやるおのときに、芸人さんが、子供も大人もいっぱいおりましたけど、田布施町の食べ物と言つたら何がいいですか、何がおいしいですかと言うおのに、シーンだったんですよ、びっくりしましたよ。まだ聞こえなかつたかな、田布施町の食べ物と言つたら何とか言つたら、シーンとなりましてね。さすがに私も出しゃばっちゃあいけんけど、イチジクワインとか言つてしまったんですけどね。やっぱり田布施町でと言つたらなんですかとかいうおので、例えば、こんななんでも国旗がほとんど言えますよとか、そんななんでもすぐ返したりしたらすてきなあとと思つて。やっぱりみんな思つたんですよ、田布施町の食べ物言つて、イチゴも今は柳井でもつくつているしとか、いろいろそういうふうにおに考えて、結構みんな慎重な方じゃけえ返しがなかつたおので、芸人さん達も困つていたおのが、そんなおがありました。

だから、田布施町民として町外に出る人も、国旗全部言えますよというおのが言えるというおのも、やっぱり一つのステータスというおのか。まあまわりくどい、ね、結婚してよそに出られても、私、結構国旗詳しいんですよとか旦那に言うおにしても何にしておしても、そういうおのが将来悪い話じゃないなと思つて。そういうおのこともありますおので、ぜひ御検討いただければおと思います。

あと、大阪万博、私5歳のときにありましたおので。正直5歳のときつて、国旗の概念というおのはアメリカ館とソビエト館とか、こういうおのが宇宙行くおのじゃとか思つて。そういうおのと、あと、ずらつと何十本もいろいろおの国旗がすごいきれいだったおのを、5歳のときのイメージとして、あれはすごく鮮烈におに覚えているおのんです。そんなおのでこういう問題考えたおのんですけど。本当に今度また、大阪万博が5年か何年か先にありますおので、そのおのぐらいおのころまでの間に考えていただければおの思う次第でおのございます。

あと、細かいプチネタですおと、モナコの国旗とインドネシアの国旗は同じ柄だったおのりとか、そういうおののもプチネタで、ああ、そうなんじゃとか思つたりしてもらうおのか、あと下に書いてある首都名おののかも覚えてもらえればいいおのと思いますおので、御検討をお願いします。

では、2問目に行きます。

質問事項2は、デマが流れたおのときの町のおの対応はということおので、町長をお願いします。

コロナウイルス関連のテレビニュースで、トイレトペーパーやティッシュが品切れというおのを放送してました。夕方、近くのおのスーパーに行くと、棚は既に空っぽで売り切れでした。原因はSNS

配信のデマがきっかけとのこと。トイレットペーパーは中国で生産されていて、マスクと同じであるとのことでした。冷静に考えればすぐにわかるうそです。それまで地球環境の問題で、アマゾンのジャングルの伐採や、インドネシアのほうの森林伐採が、こんなことでいいのか、行き過ぎではないのかなどの、紙の資源の、木のパルプの資源の話をよくしておりました。そして日本の工場がそれを使い、柔らかい紙をつくったり、またそれよりちょっとかための再生紙もつくったりなどの話は本当よくありました。しかしそんな話はどこかへ飛んでしまって、急にほとんどが中国生産の話になっていったと思います。

このケースでの町の対応としては、放送はデマだと呼びかけるなど一番だったと思いますが、こういうときの対応について、お答え願いたいと思います。

ただこの点は、役場がトイレットペーパーを売りよるわけじゃなくて、あくまで民間の話なんで、あんまり言い過ぎれるかどうかはちょっと疑問なんですけど、まあデマですよぐらいの言い方などあると思いますが、その辺をお願いします。

そして、まずこのケースが、死ぬとか生きるとかいうような深刻な問題のデマではなかったのも、緩い点もあったと思いますが、今後またどうということが起こるかわからないので、そういったことも考えて、デマに関してのお答えをよろしくをお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

今回のトイレットペーパー等の品不足は、SNSでの情報をきっかけに買いためが相次ぎ、業界団体や政府が品切れになることはないとして、消費者に冷静な行動を呼びかける異常な事態となっております。

こうした中、トイレットペーパーのおよそ98%が国内生産であり、各メーカーに在庫はあることなどから、国からそういったことを周知してほしいという要請がまいりましたので、ホームページのほうにも掲載をして注意喚起を図っております。

しかし、マスコミがデマだと言いながら、ない棚を1日中映すと、おばあさんはやっぱりないじゃないかと、目で見えてないわけですから。その辺がやっぱり何て言うんでしょうか、マスコミも冷静に在庫があるところを映せばいいと思うんですけど、それじゃあおもしろくないから、ないところを映しますから、何かマスコミに踊らされているかなという気もいたしますけども。

いたずらとかデマに対する対応というのは、非常に難しい。慎重にしませんと、また、それを取り上げることによって、また新たなデマが出てくるということも考えられますので、今回は国からの要請に基づいて慎重に対応いたしました。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっとあれが終わるまで。

それでは河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 昼の時間に済みませんが、もうちょっとお願いします。

マスコミもあれですけど、国からはホームページとかで出していて、説明していただきたいがあったというようなのは、ちょっといいことだとは思いますが、まあそれほど、生き死にじゃないので。

ちょうど最近の棚を見ると、さすがにトイレットペーパーとティッシュに関しては、まあ、マスクはだめですけど、もう割と陳列というか並べられたりだったんで。そういうことで、この点に関してはまあまた。

先ほど言ったんですが、デマについて恐ろしいなと思ったのが、高校の授業だったと思います。日本史の授業だったと思うんですけど、関東大震災があったとき、大正12年ごろですかね、すごい被害があるときに、朝鮮人が井戸に毒を入れたとかいうそういうデマが流れて、何か多くの朝鮮の方が亡くなったり、すごいけがさせられたみたいな話があったのを、皆さんも高校の日本史で習ったかどうか、あってもかもしれんけど。あれすごいなあと、こんなことになるんじゃないかデマでとか、誰も毒な

んか井戸に入れたわけじゃなかったのに、そのころの風潮とかあったけえ、そういう感じのこともあったんだろうというのもわかるんですけど。これなんかさっきの本当生き死にかかわりますから。もちろんそのころに、いや、そんなことないですよって、例えばスピーカーで言ったとは通常思えんけえ、今はいろんな、皆さんにお知らせする手段があるんで、そんなことはないと思いますけど。生き死に絡みとかが、その場合は、例えばホームページとか案内を、先ほど言ったように、一番放送でそういうことありますよ、トイレトペーパーなくなるなんてうそですよと、すぐ一次とかの段階で言うというのは、これはさほどじゃないけど。もし生き死に絡みだった場合は、ホームページ見るかどうかはわからんし、やっぱり紙ありました、みたいに放送とかを使ったら陰謀じゃないかとか、生き死に話がこんなにあるかどうか疑問として、早急という点に関して、今どう思われますか。町長、どうでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） やはりデマかどうかというのは、確認をしませんとわからないので。今回の98%が国内生産というのを御存じの方というのは、あんまりいないですね。言われてみりゃあそうかなと思うんですが、紙を日本で売っていますから、トイレトペーパーとかティッシュの紙を。それをテレビで見たことがあるんですが、やっぱり今どうなんだというのは、わからないことがありますので。

やはりいろんなデマも確認がとれて、町民の方へ緊急にお知らせすべき事項かというのは慎重にやっていますと、やっぱり混乱とか錯綜とかですね、なんかなっても、先ほどおっしゃいましたようなパニックになってもいけませんので、冷静になっていただくということをまず第一に考えていきたい。ただ今回は国のほうからございましたので、ホームページのほうに載せさせていただきました。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） ケース・バイ・ケースで、本当に生き死に絡みじゃったら、それこそデマの確認を後にするよりも、まずはデマかどうかもしれませんけど、こういうことはしないほうがいいと思いますの放送があるようなことをすれば、まあ、生き死に絡みのことはないでしょう。それは確認のみで十分だと思いますが、そういうことも一ついいんじゃないかなとは思いますが。まあ、ケース・バイ・ケースですね、歴史にあるような話が本当あったら寂しい話なんで、ないことを祈るだけです。

そういうことで、今後いろいろ考え事をしていただければと思います。あとは、そのぐらいかな、こんなもんですね。

あと、単純に、ニュースを見たときにうちの母親たちが、私が小学校1年ぐらいのころのオイルショックのときの、トイレトペーパーがなくなる話のフィルムを見たやつをまた思い出しました。皆さんも思われたんじゃないですかね。

そういうことで、今回の質問はこれで終わります。まあ、またいろいろ検討をよろしく願います。失礼いたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

昼につき、暫時休憩といたします。きりのいいところで、再開を1時30分からといたしますので、よろしく願います。

午後0時05分休憩

午後1時30分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、穴井謙次議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） それでは、通告に基づきまして4問ほど質問させていただきます。

ちょっと眼鏡が曇って見えない状況で、ちょっと失礼してマスクを外させていただきます。

まず、第1問目でございますが、感染症対策についてということでお伺いいたします。

毎日、毎日、報道等で新型コロナウイルスによる感染症の問題が報道されておりますが、この肺炎の感染者数は累計で10万人を超え、世界の100カ国地域へと広がっているわけでございます。日本でも既にきのう現在、感染者数は1,208人、うち死者16人と拡大をしておるところでございます。

目に見えないウイルスの感染への濃い不安と日常生活でのデマや誤った報道が社会に混乱を引き起こしているということも懸念されているとでございます。

国もこの新型コロナウイルスの感染防止に対して等苦慮して対策を講じておるわけでございますが、この感染防止及び不測の事態に備え町として現在どのように町民に呼びかけ、感染拡大防止に取り組んでおられるかをお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

町では、先ほどお答えいたしましたように、2月25日に第1回目の田布施町新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染症の拡大防止のための対策や対応について協議を行っております。

現在、国や県との連携を密にし、情報収集に努めており、逐次更新される厚生労働省等の情報や県の相談窓口開設等の情報を閲覧できるように町のホームページにリンクを掲載し、周知に努めております。

また、感染症の拡大予防のために、イベント等の実施または中止・延期をする際の判断基準を定め、町が実施を予定していた不特定多数が参加されるイベント等の中止や開催の延期を行っております。

関係する諸団体等におかれましても、町の判断基準を参考に自粛等を行っていただくよう理解を呼びかけており、やむを得ずに開催する場合についても注意事項を定めて周知をしております。

この他に、園児や児童等への感染拡大を防ぐため、町立保育園の職員や児童クラブの指導員等に感染症の知識や対応策等について研修を行うとともに、各小中学校には、マスクや消毒薬を配布し、手洗いの徹底を指示しております。

なお、今週発行します3月広報にも新型コロナウイルスの感染防止に関する知識や情報等を掲載しております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

午前中の質問とダブるところもあるかと思いますが、町としていろいろこの対策をしておられまして、いろいろ対応してくださっていることをありがたく感謝させていただいております。

それで、今、特に学校は一応休校ということで、やっぱりいろいろと関係の皆様方も御努力、御心配されておるわけでございますが、この休校に対する措置として今後補助事業とか、そういう学力の補充に対しての方法、お考えはございますでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 毎日新聞等にも出させていただいておりますが、本町については補充はしていますから、いわゆる、未就学、未学習といいますが、学習していない部分がありますので、それについては計画的に保護者とよく協議しながら週1回という形で、今、実施するようにしています。

ただ、状況が、今、下関で起こっておりますし、その辺は、ある程度校長に任せておりますけど、未学習、未履修がないような形で進めていくというふうにしております。

2回ないし3回くらいやっておりますのが、おおむね、かなり、もう3月に入る状態でしたから、授

業のほうは済んでいるところが、もちろん中3と小6はほとんど消化しておりましたけど、1、2年生について、あるいは小学校の1、2、3、4、5年生については多少ありますので、そういったものができますし、我々の県教委の注文で出張旅費とか特別に先般つきましたので、これによって教職員が家庭訪問してやはり授業の状況を見たり、一人一人の個別の指導もできるような状況になっておりますので、できるだけそういった未学習、未履修がないような形できちっと終えて、春の全国学調にきちんと子供たちが、きちっとした学習の成果が出るようにということになっています。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

私もきのう、実は錦町のちょっとのぞいてみたんですが、児童クラブの方とか、児童さんも約20名ぐらいが出ておられて、先生方もいろいろと御心配をされているという状況を見させていただきました。

そしてまた、校長先生もいらっしゃらなかったんですけども、実は、生徒さんの家庭を訪問されて、いろいろ御心配されているという状況でございましたので、本当にいろいろと御心配いただいていることは改めて感謝させていただきます。

それで、具体的に、今、役場での備品の手持ちが十分かどうかということで、マスクと消毒液は十分町として備蓄はあるんでございましょうか、ないんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康福祉課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） マスクにつきましては、約7,000枚程度の備蓄があります。消毒液につきましては、ちょっと不足して現在入手が困難な状況になっております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

町の窓口では、今、マスクをつけて御対応いただいていると思いますけども、行政でも窓口の方が感染されておられたということもあって、苦慮されながら対応されておるということもございまして、その点は非常に気をつけて十分な対応をお願いしたいというふうに思わせていただいております。

それから、私は一つ、今の世の中がそういう、デマ、またマスクというのは本当に不足しているというのが現実でございますけども、そういうマイナスの要因が非常に多いわけですけども、本当に一人一人がどうしたらもっといい方向にやっつけていけるかということをやっぴり考えながら、それらの協力をお願いしていくこともやっつけていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思わせていただくわけです。

その一つに、具体的には、マスクを不足しているわけですが、私どもは小さいころを振り返りますと、ほとんど布製のマスクで中にガーゼを入れて、また、それを消毒したり洗濯をしてまた使っているというようなことが、昔はそれが当たり前であったわけで、現在は非常に使い捨てでもう非常にそういうようなもったいない状況にもあるわけですけども、衛生学的にはそれはいいことかもしれないかもしれませんが、やはり、こういう状況になって人々がパニック的にそれを買占める、あるいは、買い求めるというそういうような状況よりは、私たちに今できることとして、本当にマスクを手づくりでつくって、それを使っていく。あるいは、そういうことを長、副長が、一つの婦人会さん等、そういうマスクをつくるかそういうことがたけた方がいらっしゃるんでございましたら、そういう方に御協力をいただきながら、そういう少しでもいい方向で皆さんが協力しながら対応していくという、そういうことについても町として協力を呼びかけていくのがよろしいんじゃないかなというふうに思わせていただくわけですが、その辺、婦人会等との協力とかそういうことへのことを思っておるんでございますが、町長、いかがでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、マスクがないということで、病院でも3日ぐらい使っているというような状態になっているようでございますが、やはり、再利用なり、今、おっしゃいますような手づくり

のマスクというのいろいろつくられているようでございますし、もう販売もされているところもあるようでございますので、町のほうで、今、具体的にこういうマスクをつくりましょうというような呼びかけをする予定は持っておりませんが、また、やっぱりマスクというのはやはりそれなりの目的と効力がないといけないと思いますので、今、手洗い、保育園に行きましても、本当、子供たちがもう四、五年前からやっているように、本当に声をかけ合って違う園児が一生懸命手を洗っておりますが、そういう取り組みを町としたらまず一番、重点項目としてやっていきたいというふうに思っております。

マスク等につきましては、どこまで長期化するかという点もございまして、今、必要なガーゼとかそういったものもうないというような状態になっておりますので、余りあおり立てるようなことになっていけないと思いますので、もうしばらく様子を見たいなと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

私も、特にやっぱりこのコロナのことにしましては、やはり私たちのやっぱり日常の使い捨てとか、いろいろな物を粗末にするとかいろいろなそういうことを見直すいい機会でもあるかというふうに思っております。

そういうことで、いたずらにみんながパニック的になるんじゃないかと、一つ、みんなが助け合えるようなそういうことの情報の発信を心がけてやっていただけたら、もっとみんなが協力して解消していけるんじゃないかというふうに思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の質問に移らせていただきます。

この午前中とダブったのを、かぶっているところございましてすけども、水道管の老朽化、漏水対策はということでお伺ひさせていただきます。

先般、和歌山市で水道管より漏水、急遽3日間完全断水して配管取りかえ工事を行うという事態が発生しております。幸いにも枝管からの漏水であったことがわかり、すぐに復旧できたが、それでもライフラインである水道がとまるということは住民生活に多大な混乱と影響を与えることを実証したような事例となりました。

先日の新聞報道によると、水道管からの漏水などで浄水場から送り出した水道水が無駄になる率、これは無効率というらしいですすけども、田布施・平生水道企業団では2017年度9.84%となっております約1割の水が無駄に消費されているとありました。

さらに2013年から2017年の5年間の無効率を比較すると5.80%から9.84%と悪化をしており、漏水が進んでいることが想像、心配されるところでございます。

水道管の法定耐用年数は40年と言われておりますが、町内に布設されている水道管も既に設置から相当年経過しているものと思われまます。老朽管の更新等、安全な水を安定的に供給するため、町としてどのようにお考えかお伺ひをいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

最初に申し上げておきますが、水道事業は、一部事務組合のものになっておりますので、私だけがここで答弁するというのが、構成団体の田布施町としての立場で答えさせていただきます。老朽管対策等いろいろございすけども、実施事業が水道企業団で行うべきものでございすので、あらかじめお含みおきください。

お答えいたします。

水道は重要な社会インフラであります、人口減少等に伴い、全国で見ますと、有収水量が平成12年にピークから減少に転じたことから、水道事業の収益は減少し経営状況は厳しくなっております。

このような経営状況の悪化により、施設の更新など必要な投資が行えず、老朽化が進行しているの

が全国的な状況でございます。

また、法定耐用年数である40年を経過した割合が、全国平均では平成29年度末でございますが、16.3%に達し、山口県においては19.7%となっております。

田布施・平生水道企業団におきましては、総延長約261キロメートルのうち約50キロメートルでございますので、19%を超えているというふうに思います。また、本管の漏水も、御指摘のように年間30件前後で推移しているところでございます。

水道施設の多くは昭和40年代に建設されたものであり、これらが今後大量に更新時期を迎えることとなります。田布施・平生水道企業団においても、順次、計画的に更新を行っていくところでございますが、やはり膨大な経費と長い年月を要する事業になりますので、今後も事業団として計画的に取り組んでいくことにいたしております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

午前中の質問、御返答の中にもありまして、恐らく同じ御返答であるんだろうと思うんでございますけども、やはり、設備更新のために莫大な費用がかかってまいります。その点で、これからはとても、市や町といういわゆる事業団単体でこれらの問題を解決できないような課題になってきているということを、今、言われているわけでございます。

そういうことで、石田議員さんからもお話がございましたですけども、県全体での水道事業の一本化を目指して事業統合の中で、今後、いろいろ検討、善処していただければと思いますので、よろしくお願ひいたしまして町長のまた意気込みをちょっとお聞かせいただいで、次の質問に移らせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 午前中の質問にもお答えいたしましたけども、やはり全国的に経営統合して経営効率を図って、老朽化対策なりですね、基本の更新ということを行う必要があるというのは国も示しておりますので、田布施の水道企業団だけじゃなくて、柳井広域、山口県全体で一生懸命取り組んでもらいたいと思ひています。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

子育て支援についてということで質問させていただきます。

少子化に伴う人口減少対策について、国・県初め市町村が一体となつていろいろな取り組みを行っております。この中で厚生労働省は、来年2020年度から双子や三つ子といった多胎児を育てる家庭を支援するために、育児サポーター派遣事業を始め、国がその費用の半額を補助するとしております。

双子や三つ子の場合、特に新生児期は授乳が一日数十回に及ぶことがあり、また外出が難しいなど、多くの問題を抱えて孤立しがちな母親の負担軽減を図ることを目的として、多胎児家庭に特化して国が支援するとしております。

田布施町では、昨年10月から、子育て世代包括支援センター、2525（にこにこ）たぶせを開設していただいで等、今まで、子ども子育て計画の中でいろいろな事業を実施しておられるわけでございます。

このような中で、今回、この国の方針に対する町としての対応や子育てに対する新たな施策がございましたらお伺ひいたします。

2番目に、乳幼児期の医療費負担軽減についてということでお伺ひいたしますが、乳幼児期については、体調が悪いときは——子供が病気になりがちでございますので——医療機関にお世話になることが多くなり、特に医療費のかかる乳幼児期について、医療費の完全無償化ができないだろうかとい

う声もよく聞かれるとでございます。このたびの予算で「乳幼児医療費助成制度における所得制限の撤廃について」とございますが、概要についてお伺いをいたします。

3番目に、ことしから新規導入されるとあります、「子育て支援アプリ」というのがございますが、どのようなものかお尋ねいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

現在、田布施町では、第2期田布施町子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているさなかでございます。

そうしたことにつきまして1点目でございますが、国の方針に対する町としての対応や子育てに対する新たな施策についてでございます。

町では令和元年10月に、子育て世代包括支援センター2525（にこにこ）たぶせを開設し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行えるよう体制の整備に取り組んでおります。

本町では小学校入学までの双子は6件ございます。6組ですね。三つ子以上はございませんが、こうした双子に対して同センターで状況を把握し、具体的なアドバイス等を行っている状況でございます。

また、令和2年度から実施します新たな事業としましては、妊娠中または産後概ね6カ月までの妊産婦で、心身の不調等により家事や育児に支障があるが日中の支援者がいない方を対象に、産前・産後サポーターが御自宅を訪問し、相談を受けたり家事や育児の一部を支援する、産前・産後サポート事業を予定しております。

御質問にございますように、多胎児の場合は育児の負担がふえますので、実情に応じまして派遣回数等の上限の緩和や期間の延長等は、双子等の状況に応じて母親の負担の軽減に努めていきたいと考えております。

次に、2点目の乳幼児医療費助成につきましては、県の補助制度の対象は、保護者の町民税所得割合計額が13万6,700円以下、想定としましては、夫婦に子ども2人世帯で給与収入が約650万円以下の場合に助成をするということになっておりますが、しかし、小学校未就学児童については、自分の体調についての意思を思うように保護者に伝えられない場合も多く、親も手当てや判断が遅れないようにとの思いから、どうしても医療機関を受診する回数が多くなり、医療費が多くなる傾向にあります。

現行の乳幼児医療費助成制度では、約7割程度の世帯で医療費助成の対象となっておりますが、残り3割でございますが、所得が一定基準よりも多く対象とならない世帯からは拡充を要望する声が強くなりました。

このため、令和2年度から未就学児童につきましては、所得制限を全廃し、医療費を助成することといたしました。ですから全員にです。全員に助成するということにさせていただきました。

また、県制度に準じて手続を行いますため、7月末での更新となりますので、8月1日からの制度適用となります。

このため、事務手続としては、今回新たに対象となる方に対して4月から5月にかけて申請書を配付して受付を開始し、その後、医療機関への周知を経て、8月1日から全ての未就学児童に対して医療費助成を行うこととなります。

今回の所得制限撤廃による医療給付費の影響でございますが、約511万円程度と見込んでおります。

第3点目は、新規導入いたします「子育て支援アプリ」についてでございます。

現在、本町では電子メール等で情報発信を行っておりますが、若い世代では電子メールを使っていないという方が多くなっています。

このため、スマートフォン向けのアプリを導入し、妊娠・出産・子育て期の方々の支援に役立てるものでございます。

アプリをダウンロードして利用者が登録することにより、町からの妊娠・子育て期における情報を得たり、子どもの成長記録や予防接種のスケジュール管理など母子健康手帳の補完ができるようになります。

また、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種等のスケジュール管理ができますので、こうした日が近づいてまいりますと、個別にこちらのほうから自動的に通知で御案内を発信できますので、受け忘れがないというようなメリットもございます。

この他、子育てに関する情報やイベント等の情報を発信することもできますので、予防接種等の要件の改正やイベント情報の変更等にも適時対応することができるようになります。

この利用者は、無料でアプリをダウンロードして使用することができますが、利用の際、通信費用につきましては、利用者のご負担となってまいります。

しかし、アプリは無料ですので、夫婦や認めた家族の方がアプリをダウンロードして使用することができ、子供の成長記録や予防接種の状況、イベント等の写真などを共有することも可能でございます。

この共有機能により、父親の子育てへの参加を促すことができますし、遠くで暮らす祖父母等も孫の成長を見守ることができますので、ぜひ、多くの方に御活用いただきたいと思います。そして、負担を分かち合い、少しでも負担を軽減できますことを望んでおります。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。非常にありがたい、今度、制度にさせていただきまして、非常にこれから子育てしていく世代にとっては非常に心強いものだと思わせていただいたところでございます。本当にありがとうございます。

それで、先ほど産前・産後のサポート事業を新しく始められるとありましたですけども、派遣回数等の制限ということでちょっとおっしゃったと思うんですけども、これは何回までというあれがあるんでございますでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 基本的には1人20回を上限と考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） 20回というのは、月に20回なんですか、ずっと20回というのは、何、基準は。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 産後6カ月で20回を考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） それで、利用料金はかかるんですか、お幾らでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 1回当たり500円を考えておりますが、低所得者の方は無料にするように考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。本当に子育てのときに本当に大変な時期にそういうふうにご手伝していただける、サポートしていただけるということはお母さま方も大変心強いことだと思わせていただきまして、こういうところもしっかり、また、広げていただいておりますかと思っております。

それと、この派遣サポート員というか、それはどういう方がサポート員として準備され、行かれる

んでございましょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 今、考えておりますのは、母子推進員とか、それからヘルパーさんとかもちょっと考えておりますが、実際に導入するときにはいろいろ打ち合わせをして決めていきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

ちょっと時間があれてございますので、積極的にお母さん方、また、いわゆるいろいろと行政においても子育て世代が非常に安心して子供が産める。また、安心して子育てしやすい、また、子育てが楽しいというそういうような環境づくりにこれからますます取り組んでいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ということで、最後の質問に移らせていただきます。

ICT教育に関してお尋ねいたします。答弁書は町長、教育長でお願いいたします。

国は全国の小・中学校で高速・大容量通信を整備した上で、児童生徒に1人1台の学習用パソコンかタブレット型端末を無償で提供するとしております。

小学校5年生から中学校3年生までは、2022年までに。小学校1年から4年は2024年までの実現を目指して、総事業費は4,000億円から5,000億円を見込むとございます。

現場教育でICTを底上げできれば、インターネットを使った遠隔教育や教育データの活用が進むこととなり、過疎地でも都市部並みの授業が受けられるようになり、教育環境の地域格差を解消、子供たちの個性や能力に応じた指導もしやすくなるということが期待されているわけでございます。

そこでお尋ねをいたします。

田布施町におけるICTに関する現在の整備状況及び今後の整備予定。

2番目に、今後の小・中学校においては、ICTを活用してどのような授業を進めようと計画しておられるのかと。

最後に、保護者の不安解消——これは、特にやっぱり我々の時代は実際に紙と鉛筆で1対1で教育をして、子供と直接つながっていたんですけども、年寄りになるとタブレットなんか使ったこともない。どうしたらいいかというような、そういう方もおられると思うんですけども、そういうような不安とか、それからセキュリティーとか、そういう問題です。そういう不安に対することについてお伺いを——の解決に対して対応策をお伺いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

ICT教育につきましては、詳細については後ほど教育長より答弁をしてもらいます。

町といたしましては、文部科学省で、学校ICT化に向けた5箇年の環境水準整備方針が示されており、国が目標としている水準まで、その必要な経費について、複数年かかりますが、補助金等を活用しながら町としてICT教育を推進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。

引き続き、お答えをさせていただきます。

まず、現在のICT環境の整備状況につきまして、平成21年度の学校ICT環境整備事業を活用いたしまして、デスクトップのパソコン174台を各学校のパソコン教室に配置しております。

またあわせて、教室での授業に活用するため、プロジェクター14台、電子黒板14台及び大型TV5台や各種アプリケーションもあわせて整備することで、ICTを活用した授業が可能になるよう

な環境を現在まで整えてきております。

御質問の件につきましては、昨年の12月13日に、国の令和元年度補正予算案が閣議決定されたことを受けて、文部科学省が、「高速大容量ネットワーク環境と、1人1台端末環境は令和の学校のスタンダードであり、ハード・ソフトの両面から教育改革に取り組む」という名のもとに、これを実現するため示されたのが、現在、ちまたでなっております「GIGAスクール構想」というものです。

これをもとに、本町でもICT環境を計画的に整備していくために、「田布施町GIGAスクール構想実現ロードマップ」を作成し、令和5年度までに、高速通信ネットワーク環境と、1人1台の端末を整備することとしております。

まず、令和2年度には、全ての小中学校の高速ネットワーク環境の整備を完了し、端末の整備につきましても、順次整備していくこととなります。

令和2年度に267台、令和3年度に186台、令和4年度に618台、令和5年度には135台を整備することで、合計1,206台のタブレット端末を整備する予定です。

次にICTを活用した授業を行う上で重要となるものとして、3点が挙げられます。

1つは、大型モニターです。2つ目が、1人1台のタブレット端末です。最後に、3つ目としてクラウドの活用です。クラウドコンピューティングといいますが。まず、1つ目の大型モニターですが、これを活用することで、これまでは教科書の小さな写真や絵でしか見られなかったものが、動画や写真を大画面で見ることができ、縮小表示して全体を俯瞰したり——上から見るというか全体を見るということ——拡大をすることで一部に注目したりすることが可能となっています。

また、2つ目に、1人1台のタブレット端末です。

大型モニターや教員のタブレット端末とネットワークすることで、教員が子供たちの端末に問題を一齐送信し、子供たちはそれを解くといった授業形態が可能となります。

このとき、教員は自分の端末で、児童生徒一人一人の解く過程を見ることができ、それぞれの子供の理解度を把握することができるなど、一人一人の子供に合った指導がまさに可能になってくると考えられます。

ほかにも、何かのテーマについてグループ発表を行う場面でも、これまでの紙を使った方法では、一部の積極的な子供たちが課題を進めてしまいがちですが、それぞれが端末を持ち、まずは個人で調べ、自分としての結論を導き出した後に、その結果をグループ内で比較したり共有したりすることで、それぞれのよい部分だけを持ち寄り、それぞれが導き出した結論をより高め合い、グループの結果としてまとめていくことなどが可能となります。いわゆるアクティブ・ラーニングと言われておるものです。

最後に、クラウドの活用ですが、それぞれの子供たちの学習の履歴や内容、その他の活動をデータとしてサーバに保管し、これまでどういった学習を行い、どこが得意で、どこが苦手なのか、これまでどういった活動に取り組んできたのかなどの情報を教員が一元的に把握できるようになります。

このことにより、学年間の連携や、田布施町で現在進めております、小中連携の取り組みなどがスムーズに行えるようになります。

また、みずからの学習状況や活動から自分の成長を自己評価する、いわゆるキャリアパスポートというものが、今、進められておりますが、そういった取り組みを進めていく上でも大きな役割を果たすことができると考えております。

近い将来的な展望ですが、子供たちは、家に帰ってから、家庭の自分の端末に自分のIDが配られますので、そのIDでログインして学校の課題の続きを友達と協力しながらやったり、宿題もデジタルで提出したり、先生へはメールで返信するといったことも実現する学習環境だと考えております。

また御質問にあります、遠隔授業につきましても、今回の新型コロナウイルスへの対応で必要性が再認識されておりますし、私学等で一部進められておりますが、こういったことも進められるんじゃないかと思えます。

最後に、保護者への説明会という御質問ですが、現在のところ予定はしておりませんが、また、そういう何かあれば考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

時間が参りましたので、終わりたいと思いますが、一応、ネットワーク化がどんどん進んで、情報通信網が、これを懸念しておったわけでございますが、そのあたりがどんどん進められるということをより感謝させていただきながら、ますますの御努力と御指導をお願いしたいと思っております。

それでは、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、穴井謙次議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。そして、換気を行い、再開を2時20分といたします。よろしく願いいたします。

午後2時10分休憩

午後2時18分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、國本悦郎議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 質疑の時間を1時間に予定していただきましたので、20分の短縮の40分に戸惑っております。今回たくさん用意しておりますので、どうか40分で入れ込みたいと思います。

今回の質問方式は、最初は一括質問一括答弁で全て答弁をいただき、2回目より一問一答でお願いします。答弁者は、東町長と尾崎教育長です。

では、質問事項の1を質問します。質問内容は二元代表制の尊重をです。答弁は東町長をお願いします。

地方の政治制度において行政機関の首長は、住民の直接選挙で選ばれます。同様に、議会議員も住民の直接選挙で選ばれます。これは、大統領制とか二元代表制と言われております。

その制度の大きな特徴は、行政機関・首長、立法機関・議会がお互いに対等・並列に立ち、チェック・アンド・バランスの民主的な関係を構築していくことです。

そして、議会・議員の大きな役割は、何といたっても行政をきちんとチェックし、条例や政策を提言することが重要な仕事となります。議会と行政は、よい意味での対立関係に立つ「機関対立型システム」です。

ところが、双方が常に車の両輪のような関係になってしまうと、健全な緊張関係はなくなり、特に議会に関して言えば、行政に対するチェック機能が著しく低下してしまいます。

その結果、議会は行政の単なる追認機関になってしまうおそれがあります。行政と議会は同じ方向を向いた車の両輪である必要はありません。もし同じ方向を向くとすれば、それは町民に対してです。議会とは一人の長に対して議員一人一人と直接対峙するのではなく、構成員の集合体として首長と対峙しているように言われております。

さらに、議員は住民を代表して選ばれるということにより、その支持基盤は多様です。議論を通し、議会の中で討論を繰り返すことにより、最善の策を選ぶことが求められます。

田布施町では、町長選挙は無投票であったために、投票という有権者の審判を受けないまま東町長は就任しています。そうであるならばなおのこと、有権者の投票により支持を得た議員による行政チェックがなければ、町民の意思を町政に的確に反映させることはできないと思います。

これまで一般質問や委員会時の議員の質問に対し、執行部は真摯に向き合ってきたか、疑問に思えることが幾つかあったように感じています。そこで、幾つかの点について質問します。

1つ、二元代表制に鑑み、議会は行政とは対等かつ独立性を有する機関と考えていますか。

2つ、6月議会の答弁で税務課長は、その資料はどこで手に入れたのかと反問されましたが、執行部には議員の質問に対して反問権はありますか。

3つ、議員の質問に対して、12月議会で税務課長は、発言を控えるやお答えできませんとの答弁回避がありました。それは議会軽視とはなりませんか。

4つ、二元代表制にのっとれば、行政に非がある場合、議会がそのチェックをする責務があります。過去二十数年間、間口や奥行きは計測はしなく、検討した資料もないのに検討中として固定資産税の過大徴収を続けてきた怠慢、一昨年5月時点で判明している未登記の共有地を個人につけて免税になるはずの固定資産税を過大徴収した過大ミス隠蔽、人事評価では人事評価マニュアルに従わず、面談を一切せずにBシートのどの項目もゼロ評価とし、町長までが確認印を押して被評価者にその写しを渡して、評価は成立しているにもかかわらず、Cシートを出していないから評価は確定しないとの詭弁、行政に非があった場合には議会がチェックするのは当然です。

しかし、こういったように行政が道を踏み外したときに、町民の立場からそれを軌道修正するよう働きかけなければならないときに、議会と行政は車の両輪でワンチームにならないといけないという車の両輪論を立てば、議会は行政のチェックを放棄し、議会は行政の単なる追認機関になってしまうおそれがあります。この車の両輪論に同調しますか、町長の見解をお聞きます。

また、二元代表制について、他の自治体のようにホームページにアップしませんか。

次に、質問事項の2に移ります。

質問内容は、町道等の草刈り業務は基本的にどこが負うのかです。答弁は東町長にお願いします。

田布施町内の周辺地区では、少子高齢化が進行し、地区内にある自治会だけでは町道にはみ出ている草刈りや灌木の伐採、公園の草刈り、川の浚渫や草刈り等手に負えなくなっています。

連合自治会と町との懇談会では、そういった手に負えない作業をどうにかしてほしいと、幾つかの自治会から町へ毎年のように要望事項として出されています。

農道から合同斎苑を通過してテクノセブン前に至る町道神過線の農道から合同斎苑を通過して峠の頂上までは、以前は年2回程度奈良自治会が草刈りをしていたようですが、近年、高齢化によりそれができなくなっています。

この町道には残土を運ぶダンプが頻繁に行き来しており、灌木や草が町道にはみ出ていると、その道を利用する住民、奈良自治会の住民というより、主に上組自治会や私の住む中郷自治会の住民は、いつ事故が起こるかもしれないという思いで、いつも冷や冷やしながら通行しているのが実情です。

そこで、町道の灌木の伐採や草刈り業務に関して、幾つかの点について質問します。

1つ、道にはみ出た灌木の伐採や草刈り業務は、地区内にある自治会か、町道を管理する町か、町道脇にある土地の持ち主か、基本的にどこが負うべきですか。

2、今年度町が町道神過線の道にはみ出た灌木の伐採や草刈りをいつ行い、そのとき、シルバー人材センターに支払った経費は幾らだったのですか。

3つは、町道神過線沿いにある私有地、例えば合同斎苑や山崎金属商会、山陽建材株式会社、周南興産ののり面の灌木の伐採や草刈り業務はどこが行ったのですか。

4つ目、奈良自治会が町道神過線の草刈り業務から手を引いている今、来年度からどこが責任を持ってこういう業務を継続していくのですか。

次に、質問の3に移ります。

質問内容は、田布施町歌を声高らかに歌おうです。答弁は東町長と尾崎教育長にお願いします。

私が田布施町に移住してきた当初、正午になったら初めて聞くようなメロディーのミュージックサイレンが流れ、何の曲だろうかと思っていました。その後、生きがい教室に入って開講式があり、そのときに歌唱指導を受けて初めて、それが町歌だとわかりました。

歌詞を見ると、1番は石城山、2番は田布施川、そして3番は夕月の鞠生の海と田布施町を代表す

る山、川、海が織り込んであり、すばらしい歌詞だなと感じていました。

学校の入学式や卒業式などの儀式では、最後は校歌で締めくくります。生きがい教室でも開講式や閉校式の儀式では最後は町歌で締めくくります。どちらも途中で伴奏を切ることにはしません。みんな校歌や町歌に誇りを持って最後の歌詞まで声高らかに歌います。

ところが、成人式で歌う町歌の場合は2番で伴奏は打ち切られます。一昨年、写真を撮ろうと式に参列したとき、あれ、どうして3番まで歌わないのだろうか違和感を覚えました。昨年も成人式に参列しましたら、前年度と同様に2番までで伴奏は打ち切られました。式後、教育長と社会教育課長に町歌は最後まで歌わすべきではないかと進言しましたら、ことしの成人式では3番まで歌わすようにするとの言質をとりました。

ところが、ことしの成人式でも前例踏襲なのか、町歌は2番で伴奏は打ち切られ、約束はほごにされました。そこで、幾つかの点について質問します。

1つ、成人式で町歌の伴奏が2番で打ち切られるようになった理由と、いつからそうなったか経緯をお聞かせください。

2つ目、成人式前後には必ず実行委員会を開催しますが、町歌を最後まで歌わないことに異論は出ませんでしたか。また、PDCAサイクル、そのうちのC——チェック、これは機能していますか。

3つ目、来年度の成人式では町歌斉唱はどうなりますか。

4つ目、義務教育期間中に子供たちは町歌を学び歌う場はありますか。

5つ目、町のホームページに町歌の楽譜の音符に歌詞を載せるだけではなく、きちんとした原詩である歌詞も公開しませんか。2つありますけど、次に質問事項の4を質問します。

質問内容は、宅地の形状調査の公表をです。答弁は東町長にお願いします。

これまで20年以上も検討中で手をつけなかった町内の宅地の形状を、今年度業務委託で調査してもらっているはずですが。9月議会で不採択になりました過大徴収の返還を求める請願の紹介議員としては、固定資産税を過大徴収された可能性のある間口や奥行き等の条件が悪い宅地が町内にどれだけあるか、把握しておく必要があります。

そこで、次の条件に当てはまる宅地がどれだけあるか、お答えいただきたい。

1つ、間口距離が8メートル未満の宅地。

2つ、奥行き距離が間口距離の4倍以上である宅地。

3つ目、奥行きが36メートルを超える宅地。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、一括してお答えをさせていただきます。

まず、最初の二元代表制の尊重をとということで、4つの質問についてお答えいたします。

まず、1点目の二元代表制に鑑み、議会は行政と対等かつ独立性を有する機関と考えていますかとの質問ですが、御質問のように議会と行政は対等であり、独立性を有していると考えております。

2点目でございますが、執行部は議員の質問に関して反問権はありますかとの御質問ですが、全国的には、条例や規則により、いわゆる反問権というものを認める自治体がございますが、本町の場合、条例や規則に反問権に関する記述は特にないため、反問権というものはないものと解しております。

3点目は、議員の質問に対しての答弁回避は議会の軽視にはなりませんかとの御質問ですが、個別の事案について守秘義務もありますので、内容によっては答弁ができないものもありますので、御理解をいただきたいと思ひます。決して議会軽視という考えで行っているものではございません。

4点目でございますが、議会と行政は車の両輪でワンチームにならなければならないという車の両輪論に対する見解についてですが、議会は議決機関、行政は執行機関と言われます。議員の御質問にもあったように、議会は行政をチェックするための機関でございます。

そのため、互いに牽制し合っていくことは当然であります。議会も行政も互いに町の発展のため、

また、町民の福祉等の向上のために意見を出し合い協調していく必要があると、私は考えております。これまで、議会からの御意見、御提言により、新しい事業や工事等が進んだものもたくさんございますし、今年度の予算査定の中でも、議員の方々から御提言されたことをたくさん職員から提案されたという経緯もございますので、感謝申し上げますのでございます。

そうした意味で、一つになって、やみくもに対決するだけでなく、町政発展のために互いに立場をわきまえつつ協力していくことは必要不可欠であると、私は考えております。

最後に、二元代表制についてホームページにアップしてはとの御質問ですが、二元代表制という言葉は使われておりませんが、田布施町議会のホームページの中に、町議会のあらましで「議会の役割」として、町議会として町長を町民の代表として選ぶことやその役割についても記載されておりますので、現時点で特にこれ以上の記載は考えておりません。

2点目になりますが、次に、町道の草刈り業務は基本的にどこが負うのかということでございます。

まず、4つの御質問でありますが、1点目の道にはみ出した灌木の伐採や草刈りはどこが負うべきですかとのお尋ねですが、基本的に官地であれば、町有地であれば町道管理者である町が、また、民地であれば当然個人の所有者と相なりますが、ただし、民地の場合でも緊急時に町が伐採する場合はございます。また、町が田布施町等の土地全ての伐採や草刈りを行うには、費用の面においても大変困難でございます。

したがって、従来より、町道の多くは、美しい生活環境を地域で守ってもらうという観点からも、地元への管理をお願いしてきている経緯がございます。

続きまして、2点目の町道神過線の道にはみ出した灌木の伐採や草刈りをいつ行い、そのとき、シルバー人材センターに支払った経費は幾らかとの御質問でありますが、伐採箇所は、周辺に民家も少なく、町が地元へ管理委託を行わない、従来から直接管理する場所でございます。

伐採時期については、10月と12月で、それぞれ7万7,000円、3万6,000円程度を支払っております。

続きまして、3点目の町道神過線沿いにある私有地等の草刈り業務はどこが行ったか、御質問でありますが、現在、官民境が明確でないため詳細は不明でございますが、地元の企業等が実施されたと聞いておりますが、一部はシルバー人材センターが刈ったついでに危ないということで伐採を行ったこともあると聞いております。

続きまして、4点目の奈良自治会が町道神過線の草刈り業務から手を引いている今、来年度からどこが責任を持って業務を継続していくかですが、令和元年度において、奈良自治会へ町道管理をお願いしている場所は、全て奈良自治会で伐採等の管理を町道神過線を含め、行っていただいております。

続いて、3点目の田布施町歌についてのお尋ねでありますが、1点目から4点目までは、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

私からは、5点目の町のホームページに、町歌の歌詞を公開しませんかについてお答えいたします。

「町のプロフィール」については、町歌の楽譜に歌詞を載せているコンテンツと、もう一つ、歌詞だけを載せているコンテンツを2019年7月1日にアップしております。現在、田布施町歌のコンテンツが2つあり、わかりづらくなっているため、1つに整理してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、私のほうから、1点目の成人式での町歌の伴奏が2番で打ち切られるようになった理由はなぜかについてお答えします。

御指摘のように、田布施町歌は、田布施町を代表する山、川、海を織り込んだすばらしい歌詞であります。成人式以外での町の主な事業、公民館の生きがい教室、たぶせ青少年少女合唱団の演奏会、青少年健全育成町民会議の総会、人権教育推進大会等では、全て3番までの歌詞を斉唱しております。

御指摘の成人式において町歌の歌詞を2番までにした経緯につきましては、平成25年の1月の成

人式までは講師が町歌をピアノ演奏しておりましたので3番まで歌っておりましたが、それ以降、成人式実行委員会で決めた新成人にピアノ演奏をお願いしたこともあり、和服を着た演奏者の負担を減らすために2番までとしたというふうに聞いております。

2点目の成人式実行委員会の開催の際に、町歌を最後まで歌わないことに異論が出たのかとの御指摘ですが、異論が出たという報告は受けておりません。

また、成人式の取り組みに対して、PDCAサイクルが機能しているかという点につきましては、各主催事業が終わった後は、内部で評価を行い、改善や変更等の必要があれば修正を行い、改めて計画を見直しなどして事業に進めるように努力しております。その中には、外部から御指摘をいただくようなこともあり、改善に役立たさせていただいております。

3点目の来年度の成人式での町歌斉唱のあり方につきましては、本来、3番まで町歌を斉唱すべきであることから、実行委員会に主体性を持たせてはおりましたが、こういったこともあり、昨年度も指示といいますか、お願いはしましたんですけど、本番忘れていたんでしょう、今後は3番まで歌うよう改善を求めていきたいというふうに考えております。

4点目は、小・中学校が町歌を学び歌う場所があるのかという御質問ですが、この点につきましては、お配りしております田布施町教育振興基本計画、あるいは毎年のように教職員に配布しております「田布施町の教育」の中に、各校とも町歌を歌う機会の設定や町歌の歌詞にかかわる講話や歌の指導を行うよう明記しております、音楽の時間や学級活動等を利用して歌詞を見ないでも歌えるよう指導をしており、10月の町内小・中学校音楽祭についても会の初めに全員で歌詞を合唱している、大変大事に、しかもほとんどが暗記して卒業をするように指導しております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 続いて最後になりますが、4点目の宅地形状調査の公表についてでございますが、間口や奥行き等の条件が悪い宅地が町内にどれだけあるかとの御質問でございますが、現在、固定資産評価見直し業務の中で、形状の補正を行えるよう令和元年度の作業として、航空写真と地籍図などGISシステムを用いて、また現地調査等も行い、画地の認定作業を行っている途中でございます。

令和2年度に入りますと、各筆の現況地目、所有者、土地の利用状況等から現況の画地認定調査を決定した上で、その画地について、不整形地や間口、奥行きなどの画地条件計測を行いますので、質問の条件に当てはまる宅地が今どれだけあるかという質問には、大変失礼でございますが、現時点ではお答えできません。

以上、お答えします。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 私の質問に対して、堀川課長は、まあ、答弁しなかったんですが、内容によっては答弁できないと、これは議会を軽視していないというように言われたんですが、改めて堀川課長にお尋ねしますが、面談なしに全ての項目にゼロ評価をし、D判定にした理由をお聞かせください。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） それでは、質問にお答えしますが、國本議員の質問は人事評価に関する質問であったため、個別の案件のプロセスに関してはお答えできないといった趣旨でございます。議会軽視をしたつもりはございません。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 議会の前にしこんではないと、みんなを納得できるような理由を持っているんだっていうように言われたから、議会で質問したわけですよ。それが、個人のあれという

のはどうなんですか。こちらは議会軽視ではないかと思っているんですが、もう1回お願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 個人のプライバシーに関することですので、議会で公表するということは差し控えるといった答弁をした思いです。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） ちょっと時間が余りありませんので、次の再質問に移ります。

一応たたき台として二元代表制について、三重県議会、大山町議会、田村市議会、岡山市議会等の例を渡しています。もう1回御検討してはいかがでしょうか。あ、ちょっと、二元代表制についてです。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ちょっと質問すると反問権になると思います。

○議員（3番 國本 悦郎議員） いえ、二元代表制、ちょっとすみません。

○町長（東 浩二君） 済みません、もう1回お願いします。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 二元代表制をホームページにアップすることについてです。一応議会のホームページにはあると言われたんですが、もっと詳しくほかの自治体、三重県議会、大山町議会、田村市議会、岡山市議会等の例をお渡ししていると思うんですよ。そういったんで検討してもらえないかということです。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 済みません。町議会のホームページでございますので、当然、議長さんと相談して検討したいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 次に移ります。

昨年6月議会で、未登記の共有地を個人につけて免税になるはずの固定資産税を過大徴収した課税ミス指摘しましたが、その場では放置しました。その後、全員協議会でそのミスを認めて、今返還金の調査をしているはずですが。

それをしなければ、私が質問しなければ闇に葬られていたのではないかと思っています。行政は納税者に真摯に向き合い、うそ偽りのないよう執行機関としての職務を果たしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるとおりでございますが、町も認識をしましてどういうふうに対応するかというのをいろいろ検討してきたわけでございます。大変申しわけない、時間がかかったという点でおわびは申し上げたいと思いますが、本町のような例が、本町の状況が新聞に載りましてから、全国各地で土木のほうですか、見つかっていまして、やはり同じような状況で誤りがあったのかなということもございますが、そういった点もございますが、誤っているものはやっぱりもう少し早く対応すればよかったかなという気はございますが、少し時間がかかったという点については反省をいたしております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） ちょっと40分に限定されておりますので、次の質問に移ります。

町道神過線のことについてです。

ネットで見ますと、以前は山陽建材株式会社が地域貢献の一環として自社ののり面だけでなく、灌木の伐採や草取りや溝掃除をしておりました。平成21年、平成22年のことです。町としてもボランティアの認定をしております。証明書を出しておる、長信町長が21年6月10日に出しております。

す。そういったようになっております。

それで、合同斎苑ののり面は熊南事務組合が年に何度となく草刈りをしてきれいに整備しています。山崎金属商会ののり面もしかり、神過線の沿線にある私有地は、その持ち主が年に数回草刈り業務を行っている実態があります。

そうしますと、神過線の峠の頂上から合同斎苑に至る山は、町有地になっているはずですが、他に委ねるのではなく、町有地になっているわけですから、町が責任持って灌木の伐採や草刈りや溝掃除をすべきではありませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 農道から合同斎苑までは地元をお願いしております。それからおおむね斎苑から今度ずっと上のほうに行きましたら、山陽建材さん等があります。それから県道に出ます。その間につきましては、一応町の直轄ということで、町が直接管理しておる区域になります。

ですから、ただ草刈りの回数が少ない等々の意見もございます。しかしながら、私も今回確認に行きました。今葉っぱとか茂っていないんで、それなりの状態では管理されておりますが、なかなか管理も難しい状況ではございますが、一応町の管理でございます。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） あそこの道が建設残土を置くためにダンプがしょっちゅう行き交っているんですよ。ちょっと広がっているところもあるんですが、カーブとか狭いところであれば、上り下りになつとるですわね。そうすると、非常に危険なわけですよ。

去年、ヒ素が検出されて、ちょうど道を覆っておるときにダンプが通らなかつたからどうにかなっていたんですが、本当そういった実態を踏まえて、町としてこれは責任持ってやってもらいたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（瀬石 公夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 可能な限り管理いたしますので、御理解していただければと思います。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） それから、町歌のほうの再質問なんですけど、3番の歌詞の夕月の鞠生の海の「鞠生」は、作詞者の原詩では「手鞠」の「鞠」の字に「生まれる」の「生」と書きます。そして「鞠生」です。今現在使っている麻里府地区の麻里府という歌詞ではありません。ほとんどの町民はそういったことを知らないんじゃないかと思えます。

先ほど楽譜と歌詞は別々のところにあるということだったんですが、これを統一してその辺もきちんと町にわかるようにしてもらいたい。

それと1番の歌詞の「石城山」にしても、平仮名では「いわきさん」だったら、町内の者はわかります。町外の者では「岩石」の「岩（がん）」の「岩（いわ）」の字と思っている人があるんじゃないかと思う。

ですから、そういった意味でも一つのページの中に楽譜と歌詞を入れてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 何か答弁が要る。東町長。

○町長（東 浩二君） 最初の答弁でも申し上げましたが、少し構成をしてみたいと思いましたが、考えさせていただきます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 最後の4番目の件なんですけど、今現在で一つの数値はわかりませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 今、画地の計算を認定を行っている状況なんですが、画地の認定というのは、土地台帳に登録された1筆の宅地が原則なんですが、例外として筆界の状況にかかわらず、1筆の宅地または隣接する2筆以上の宅地について、その形状や利用状況から見て、これが一体をなしていると認められる部分に区分して、画地認定を行ってまいりますので、今その最中でございます。なお、筆界予定地についても、画地認定を行ってまいりますので、結構比較的今多いものですから、ちょっと時間はかかっております。

来年度は……

○議長（瀬石 公夫議員） ああいいですよ、ぼちぼち時間じゃから、意味わかった。はい。ほいならそういうことで。

○議員（3番 國本 悦郎議員） では、以上で終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。換気を行い、再開を15時10分からといたします。

午後2時58分休憩

……………
午後3時10分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

日程第30. 議案第26号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第5、議案第1号令和2年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第30、議案第26号辺地総合整備計画（真殿大国木）についてまで、26件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました26議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、令和2年の行財政運営全般にわたる私の所信表明の一端を申し上げます。

本年度は、町長として3年目を迎える年であり、改めてその責任の重さを痛感するとともに、田布施町のさらなる発展のため、全力で邁進していく所存でございます。

財政面では、依然厳しい状況ではございますが、財政運営の健全化を念頭に置きつつ、第5次田布施町総合計画に掲げる「笑顔と元気あふれる住みよいまち」を目指して、各種施策を推進してまいります。

なお、本年度で第5次田布施町総合計画の計画期間が終了するため、これまでの進捗状況や課題の整理を行い、令和3年度を初年度とする第6次田布施町総合計画の基本方針や施策に反映していきたいと考えております。

昨年度は、台風や豪雨災害が日本各地で相次ぎました。年々、異常気象が顕著化する現状に鑑み、災害時の対策本部となる本庁の非常電源発電設備の整備や消防団デジタル簡易無線通信システムの整備事業等を行い、町民の皆さんの安全・安心を確保していくこととしております。

また、人口減少・少子化の問題の克服に向け、昨年度は、小学校3年生までとされていた子ども医療の対象年齢を6年生まで拡大いたしました。

本年度は、さらに小学校就学前までの乳幼児医療について、所得制限の全廃を行うとともに、子育て支援のためのアプリの導入、産前・産後におけるサポーターを充実させるなど、子育て支援の施策を拡充してまいります。

その他、光ファイバー網の整備、T A I K Oスポーツセンター田布施のグラウンド夜間照明施設の全面改修などに取り組んでまいります。

また、課税の適正化を図り、税の公平性をしっかりと確保するため、現在取り組んでおります相続登記未了の固定資産に係る課税誤りの解消を進めるとともに、令和3年度における固定資産評価の見直しの事務も確実に行ってまいります。

これからも町政が円滑に推進され、所期の目的が達成されますよう、誠心誠意、町政運営に当たってまいります。

議会におかれましても、本年度もお力添え、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案について、議案第1号から第26号までを一括して御説明申し上げます。

議案第1号は、令和2年度田布施町一般会計当初予算でございます。

予算総額は58億5,500万円で、前年度当初予算に比べ2.3%、1億3,100万円の増額でございます。

まず、歳入について主なもののみ説明いたします。

町税は、固定資産税の増収等を見込み、前年度に比べ1,065万9,000円の増額となる17億4,072万7,000円を計上しております。

法人事業税交付金は、消費税率引き上げに伴う法人課税の偏在是正措置により、新たに創設されるもので、900万円の計上でございます。

地方消費税交付金は、消費税率の引き上げによる影響が顕在化することから、前年度に比べ

3,500万円の増額となる2億9,000万円を計上しております。

また、地方特例交付金は、前年度は、子ども・子育て支援臨時交付金があったため、前年度に比べ1,700万円減額の1,400万円の計上でございます。

地方交付税につきましては、消費税率引き上げに伴う法人課税の偏在是正措置等により、普通交付税を前年度に比べ7,000万円増額し、全体で19億7,500万円を計上しております。

分担金・負担金は、幼児教育の無償化による法人保育園保育料の減額などを見込み、前年度に比べ1,482万7,000円の減額となる3,716万9,000円を計上しております。

国庫支出金は、前年度は、プレミアム付き商品券事業があったことや、道路・橋梁に伴う社会資本整備総合交付金が減額となったことなどより、前年度に比べ6,065万7,000円の減額となる6億1,672万7,000円を計上いたしております。

県支出金は、田布施幼稚園、麻郷幼稚園が新制度幼稚園へ移行することに伴い、子どものための教育・保育給付交付金が増額となることなどから、前年度に比べ603万1,000円の増額となる4億4,152万円を計上いたしております。

繰入金は、全体の収支調整として、財政基金からの繰入金7,000万円の計上でございます。

諸収入は、9,808万円の計上で、これは前年度に比べ1,453万4,000円の増額となっております。これは、スポーツセンターのグラウンド夜間照明施設の全面改修に対して、日本スポーツ振興センターからの助成金があるためでございます。

町債は、光ファイバー網整備事業などにより、前年度に比べ3,349万4,000円の増額となる3億8,410万円を計上いたしております。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

まず、一般職に係る給与費等は、会計年度任用職員制度への移行等により、前年度より1億9,488万5,000円増額して計上しております。

総務費は、光ファイバー網整備事業や庁舎非常用発電設備整備事業などにより、前年度に比べ1億9,794万6,000円の増額となる9億6,582万7,000円を計上しております。

民生費は、児童手当が減額となったものの、田布施幼稚園、麻郷幼稚園が新制度幼稚園に移行したことに伴う施設型給付費の増額などにより、前年度に比べ4,464万4,000円の増額となる19億7,200万8,000円の計上でございます。

衛生費は、田布施・平水水道企業団の企業債の償還の進展により、負担金等が減額となったことなどから、前年度に比べ1,148万9,000円の減額となる4億2,697万7,000円の計上であります。

農林水産業費につきましては、前年度に比べ5,931万5,000円の減額となる2億4,470万7,000円となっております。これは、尾津漁港水産物供給基盤機能保全事業費や農業水利施設整備に係る県事業負担金の減額などによるものでございます。

商工費は、のんびらんど・うましに多目的トイレを整備することなどから、前年度に比べ2,588万6,000円の増額となる8,476万9,000円の計上でございます。

次に、土木費でございますが、町道新設改良事業費が減額となったことなどから、前年度に比べ7,130万円の減額となる6億1,573万4,000円を計上しております。

消防費は、防火水槽整備事業や消防団デジタル簡易無線通信システム整備事業を予定しておりますが、前年度は地域防災センターの駐車場等整備事業があったことなどから、前年度と同額程度の2億8,732万3,000円を計上しております。

教育費については、スポーツセンターのグラウンド夜間照明設備改修事業などにより、前年度に比べ3,707万5,000円の増額となる5億2,645万6,000円を計上しております。

次に、議案第2号から第5号までは、特別会計の当初予算でございます。

まず、議案第2号の国民健康保険特別会計ですが、一般被保険者医療給付費及び国民健康保険事業

費納付金の一般被保険者医療給付費分の減額等を見込み、前年度に比べ5,076万円の減額となる18億7,959万3,000円の計上です。

なお、基金繰入金として3,500万円を計上しております。

次に、議案第3号の下水道事業特別会計でございます。前年度に比べ6,697万6,000円の減額となる8億5,702万2,000円を計上しております。本年度の管渠整備事業は、汚水については、高塔・本町地区等、雨水については、中央雨水1号幹線、長合地区等を予定しております。また、公営企業法適用化に向け、基本計画を策定してまいります。

議案第4号の介護保険特別会計であります。施設介護サービス給付費の減額等により、前年度に比べ3,823万3,000円の減額となる16億3,560万7,000円の計上でございます。

なお、基金積立金として4,000万円を計上しております。

議案第5号の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療保険料負担金の増額等により、前年度に比べ2,308万2,000円の増額となる3億1,279万2,000円を計上しております。

議案第6号から10号までは、令和元年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳入財源の確定見込み及び各事業の最終見込み、また、国の補正予算に伴う事業の追加計上等により所要の補正を行うものでございます。

議案第6号は一般会計補正予算で、6,978万5,000円を増額補正し、予算総額を62億4,272万1,000円とするものでございます。

なお、全体の収支調整として、財政基金からの繰入金を2,100万円、公共施設整備基金からの繰入金を2,900万円それぞれ減額し、財政基金への積立金を1,500万円減額しております。

まず、歳入見込みですが、町税は、法人町民税及び固定資産税の増収見込み等により、2,400万円の増額補正といたしております。

地方消費税交付金につきましては、確定見込みにより1,500万円の減額補正といたしております。

国庫支出金は、国の補正予算に伴い、小・中学校校内LAN整備事業費補助金3,346万1,000円、学校施設環境改善交付金3,112万円を計上し、また、確定見込みにより児童手当交付金を2,996万円減額したことなどにより、全体では3,355万2,000円の増額補正といたしております。

県支出金につきましては、1,249万3,000円の減額補正であり、児童手当交付金の確定見込み等によるものでございます。

町債は、国の補正予算に伴い、義務教育施設整備事業債を1億2,090万円計上し、その他の事業費見込みによる減額等により、全体としては8,540万円の増額補正といたしております。

次に歳出ですが、まず、総務費につきましては、財政基金積立金の減額、各事業費の減額見込み等により、2,949万9,000円の減額補正です。

民生費は、児童手当を4,257万5,000円減額するなど、各事業費の減額見込み等により、4,311万6,000円の減額補正といたしております。

衛生費は、1,397万7,000円の減額補正で、予防接種事業費の減額見込み等によるものでございます。

農林水産業費は、農道整備事業に係る県事業負担金の減額見込み等により、1,448万5,000円の減額補正でございます。

土木費についても、港湾改修機能強化事業に係る県事業負担金の減額見込み等により、1,333万4,000円の減額補正でございます。

教育費は、国の補正予算に伴い、小・中学校ICT整備事業7,814万円、中学校大規模改造事業1億1,750万7,000円を計上したことなどから、1億9,491万9,000円の大幅な増額補正となっております。

次に、議案第7号から10号までは、特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定または見込みに伴い所要の補正を行うものでございます。

なお、繰越明許費を計上しておりますので、ここで説明をさせていただきます。

まず、一般会計の繰越明許費でございますが、農林水産物ブランド化事業2,823万1,000円、プレミアム付き商品券事業290万円、城南保育園整備事業160万6,000円、農業水利施設整備事業400万円、尾津漁港海岸保全施設整備事業2,641万8,000円、尾津漁港水産物供給基盤機能保全事業4,801万7,000円、町道補修事業2,895万6,000円、町道新設改良事業3,205万4,000円、橋梁改修事業1,543万6,000円、町営城南住宅建替事業2,316万6,000円、小学校ICT整備事業5,563万5,000円、中学校大規模改造事業2億8,448万2,000円、中学校ICT整備事業2,250万5,000円、農業用施設災害復旧事業700万円の14事業、合わせて5億8,040万6,000円を計上しております。

次に、下水道事業特別会計の繰越明許費につきましては、公共下水道事業5,784万5,000円、一本松地区水路補修事業197万8,000円の2事業、合わせて5,982万3,000円を計上しております。

以上が、予算関係の議案でございまして、引き続き、条例その他の案件について御説明をさせていただきます。

まず、議案第11号は、田布施町総合計画策定検討委員会設置条例の制定についてでございます。

本案は、次期総合計画である「第6次田布施町総合計画」の策定にあたり、附属機関として田布施町総合計画検討委員会を設置し、計画の策定及び進行管理に関する事項の調査・審議を行うものでございます。

委員の定数は20名以内とし、学識経験者から公募委員まで各分野から選任を行い、令和2年度中に第6次田布施町総合計画の策定を行います。

なお、「田布施町まち・ひと・しごと総合戦略」の第2期版の検討組織については、これまでどおり、私的諮問機関である田布施町地方創生検討委員会で検討を行い、委員は田布施町総合計画策定検討委員会の委員と兼任といたします。

このことにより、「第6次田布施町総合計画」と「田布施町まち・ひと・しごと総合戦略」を有機的につなぎ、これからますます進展する少子高齢化や人口減少等への課題に、切れ目なく取り組んでまいります。

議案第12号は、田布施町監査委員に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、地方自治法が本年4月1日より一部改正され、田布施町監査委員に関する条例の本則中で、地方自治法の規定を引用している条文の整理を行うものでございます。

次に、議案第13号は、田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、マイナンバーカードへの移行を促進するため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律——いわゆるデジタル手続法でございますが——の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が改正されることに併せ、田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の条文の整理を行うものでございます。

議案第14号は、田布施町職員定数条例の一部改正についてでございます。

本議案は、町長と教育委員会の事務部局に配置する事務職員の定数の配分を、今後の事務の執行体制等を考慮し、適切なものとするため、条例改正をするものでございます。定数に移動はありません。

議案第15号は、田布施町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、会計年度任用職

員のサービスの宣誓について条例に規定するため、条例改正を行うものでございます。

議案第16号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により労働基準法等が改正され、労働時間に関する制度が見直されたことに伴い、本町の職員の時間外勤務命令の上限を定めるため、条例改正を行うものでございます。

次に、議案第17号は、田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑の登録を受けることができない者の規定を改正するもののほか、必要な文言の整理を行うための改正でございます。

議案第18号は、田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例において所要の文言整理を行うための改正でございます。

次に、議案第19号は、田布施町介護保険条例の一部改正についてでございます。

令和元年10月に消費税率の引き上げが行われましたが、経済的影響を平準化するため介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、低所得者の1号保険料の軽減を強化し負担の緩和を図ることとされました。消費税率の引き上げは令和元年の10月でありましたため、令和元年度は2分の1の軽減でありましたが、令和2年度の軽減は完全実施というものでございます。

改正内容といたしましては、生活保護世帯や非課税世帯で年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下の介護保険料第1段階を「2万6,400円」から「2万1,120円」に、同じく80万円を超え120万円以下の第2段階を「4万4,000円」から「3万5,200円」に、同じく120万円を超える第3段階を「5万1,040円」から「4万9,280円」に改めるものでございます。

議案第20号は、田布施町営住宅管理条例の一部改正についてでございます。

これは、民法の債権の規定改正に伴い、敷金の充当先の範囲の拡大及び不正入居者に対して請求することができる家賃差額に係る利率が見直されたため、条例を改正するものでございます。

議案第21号は、田布施町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてでございます。

これは、民法の債権関係の規定改正に伴い、敷金の充当先の範囲の拡大改正があったため、条例を改正するものでございます。

議案第22号は、道路法第8条第2項の規定により、町道路線を認定するため議会の議決をお願いするものでございます。

町道の見直しについては、おおむね3年に1度、道路台帳修正時に合わせて見直しを行っております。

路線番号1番から9番までは、県からの町への移管について、農道及び団地開発に伴い整備された道路です。認定要件としては、集落または住宅団地と既存の幹線道路を連絡する道路に該当します。

次に、路線番号10番から14番までは、現在の農免道路でございます。

以上が、町道認定しようとする道路でございます。

議案第23号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正理由は、1つには、令和2年4月1日より、公平委員会の設置及び権限に関する事務を共同処理する団体に山陽小野田市を加えるため。

2つ目に、令和2年4月1日より、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、非常勤職員公務災害補償関係事務の対象とする非常勤職員の文言を改正するためでございます。

続いて、本日御提案させていただきました、議案第24号から26号まで、「辺地総合整備計画」についての議案でございます。

現在、竹尾地区、小行司地域及び真殿・大国木地域において、光ファイバーを利用した高速大容量のインターネットサービスが提供されておらず、無線LANなどの高度無線環境が利用できる地域との情報格差が生じております。

この格差を克服し、地域活性化の契機とするために、当該地域において、その高度無線環境の利用が可能となる基盤づくりとして、民間事業者が実施する光ファイバー網の整備に対する財政上の支援を行うため、計画を定めるものでございます。

以上、ここまで御提案いたしました議案26件について、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参加者から説明をいたしますので、よろしく御審議を賜り、決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第1号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第2号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第3号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第12号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第13号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第22号、質疑は。22号。松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 町道へ認定になる距離はざっと10キロ強あるんですが、これを今後保守していく費用というのは相当なもんじゃろうと思います。

ただ、団地等住んでおられる方で、町道に移管、認定されるんで喜ばれる方もおられると思うんですが、全体の町道の距離の長さいったら10キロ強ぐらいは大した長さじゃないんかもわかりませんが、今後維持する町の負担といえば、10キロでもかなりの金額になっていくと思いますんで、その辺、採算的にどうかというあたり、ちょっとお尋ねしておこうと思ひまして。

○議長（瀬石 公夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 町道に認定しますとですね、交付税が入ってきます。で、ちょっと金額は忘れましたが、この農道部分を町道認定したことによって、かなりの金額が入ってきますので、その辺の差し引きからすれば、町道認定してちゃんと町で管理するほうがメリットがあるというふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） ほかに何か。（「同じです」と呼ぶ者あり）はいはい。それならよろしいですかね、今の、そういうことです。

それでは、ほかに何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第24号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

議案第25号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

第26号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第1号から議案第5号までの5件については予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については議長を除く12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

それでは、議員控室にて予算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。終わり次第、議事堂にお集まりください。

午後3時45分休憩

.....

午後3時54分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に松田規久夫議員、副委員長に木本睦博議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第6号から議案第26号までの21件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第31. 議案第27号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第31、議案第27号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 議案第27号は、田布施中学校大規模改修I期工事（建築）に関する工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、田布施中学校の屋上防水工事及び普通教室等の床改修工事を行うものでございます。

入札の方法は、地域限定型一般競争入札として、1月28日から2月12日まで入札参加資格条件を付して公募いたしました。

その結果5社から応募があり、2月17日に指名業者選定委員会を開催し、審査した結果、いずれも入札資格要件を満たしていると認め、2月27日に入札を実施し、末延建設株式会社と5,937万8,000円で契約しようとするものでございます。

以上、議案の概要について説明いたしましたが、工期の関係もあり、2月28日の全協で御説明したとおり、本日、御審議を賜り御決定いただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第27号工事請負契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第27号工事請負契約の締結についてを採決します。本件に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第27号は可決することに決定しました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ちょっとベルがないので、はい。どうもお疲れさまでございました。

午後3時59分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬石 公夫

署名議員 竹谷 和彦

署名議員 穴井 謙次

議事日程(第2号)

令和2年3月23日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号
令和2年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第2号
令和2年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第3号
令和2年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第4号
令和2年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第5号
令和2年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第6号
令和元年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について (委員長報告)
- 日程第8 議案第7号
令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について (委員長報告)
- 日程第9 議案第8号
令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について (委員長報告)
- 日程第10 議案第9号
令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について (委員長報告)
- 日程第11 議案第10号
令和元年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)
- 日程第12 議案第11号
田布施町総合計画策定検討委員会設置条例の制定について (委員長報告)
- 日程第13 議案第12号
田布施町監査委員に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第14 議案第13号
田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第15 議案第14号
田布施町職員定数条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第16 議案第15号
田布施町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について (委員長報告)

- 日程第17 議案第16号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第18 議案第17号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第19 議案第18号
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第20 議案第19号
田布施町介護保険条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第21 議案第20号
田布施町営住宅管理条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第22 議案第21号
田布施町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第23 議案第22号
町道路線の認定について (委員長報告)
- 日程第24 議案第23号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について (委員長報告)
- 日程第25 議案第24号
辺地総合整備計画(竹尾)について (委員長報告)
- 日程第26 議案第25号
辺地総合整備計画(小行司)について (委員長報告)
- 日程第27 議案第26号
辺地総合整備計画(真殿大国木)について (委員長報告)
- 日程第28 議案第28号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 議案第29号
教育長の選任について
- 日程第30 閉会中の継続調査(特定事件)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号
令和2年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第2号
令和2年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第3号
令和2年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第4号
令和2年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)

- 日程第 6 議案第 5 号
令和 2 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 6 号
令和元年度田布施町一般会計補正予算 (第 4 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 7 号
令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について
(委員長報告)
- 日程第 9 議案第 8 号
令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について
(委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 9 号
令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について
(委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 1 0 号
令和元年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について
(委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 1 1 号
田布施町総合計画策定検討委員会設置条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 1 2 号
田布施町監査委員に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号
田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号
田布施町職員定数条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号
田布施町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号
田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号
田布施町介護保険条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号
田布施町営住宅管理条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号
田布施町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号
町道路線の認定について (委員長報告)

- 日程第 2 4 議案第 2 3 号
山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
(委員長報告)
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号
辺地総合整備計画(竹尾)について
(委員長報告)
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号
辺地総合整備計画(小行司)について
(委員長報告)
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号
辺地総合整備計画(真殿大国木)について
(委員長報告)
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号
教育長の選任について
- 日程第 3 0 閉会中の継続調査(特定事件)について

出席議員(12名)

1 番	西 本 篤 史	議員	2 番	谷 村 善 彦	議員
3 番	國 本 悦 郎	議員	4 番	清 神 清	議員
5 番	石 田 修 一	議員	6 番	木 本 睦 博	議員
7 番	松 田 規 久 夫	議員	8 番	竹 谷 和 彦	議員
9 番	穴 井 謙 次	議員	10 番	畠 中 孝	議員
11 番	林 山 健 二	議員	12 番	河 内 賀 寿	議員
13 番	瀬 石 公 夫	議員			

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 森 本 充 君 書記 岩本 周平君

説明のため出席した者の職氏名

町長	東 浩 二 君	副町長	川 添 俊 樹 君
教育長	尾 崎 龍 彦 君	総務課長	亀 田 典 志 君
企画財政課長	森 清 君	税務課長	堀 川 誠 君
経済課長	山 中 浩 徳 君	建設課長	田 中 和 彦 君
町民福祉課長	坂 本 哲 夫 君	健康保険課長	吉 村 明 夫 君
会計室長	惠 元 朗 夫 君	学校教育課長	長 合 保 典 君
社会教育課長	増 原 慎 一 君	総務課主幹	堀 昌 子 君
健康保険課主幹	山 本 む つ み 君	社会教育課主幹	氏 下 孝 二 君
代表監査委員	常 見 京 平 君		

午前 9時00分開議

(ベル)

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、おはようございます。定刻になりましたので、これから開催いたします。

大変濟いませぬ。ちょっとベルの調子が悪いんで、これ、だからちょっときょうはベルをいたしませんので、よろしくお願ひいたします。

これから本日の会議を開きます。開会中は50分くらいに10分程度休憩をとり、換気を行いますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、西本篤史議員、松田規久夫議員を指名します。

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、議案第1号令和2年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第6、議案第5号令和2年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてまで5件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。松田予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（松田規久夫議員） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、当委員会に付託されました議案第1号から議案第5号の議案5件について、3月12日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告申し上げます。

議案については、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

- 議長（瀬石 公夫議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、これから討論を行います。議案第1号から議案第5号まで、討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第1号令和2年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第2号令和2年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第3号令和2年度田布施町下水道事業特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第4号令和2年度田布施町介護保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第5号令和2年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 議案第11号

日程第13. 議案第12号

日程第14. 議案第13号

日程第15. 議案第14号

日程第16. 議案第15号

日程第17. 議案第16号

日程第18. 議案第17号

日程第19. 議案第18号

日程第20. 議案第19号

日程第21. 議案第20号

日程第22. 議案第21号

日程第23. 議案第22号

日程第24. 議案第23号

日程第25. 議案第24号

日程第26. 議案第25号

日程第27. 議案第26号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第7、議案第6号令和元年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてから、日程第27、議案第26号辺地総合整備計画（真殿大国木）についてまで21件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。松田総務文教委員長。

○総務文教委員長（松田規久夫議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、当委員会に付託されました議案第6号、議案第11号から議案第16号及び議案第23号から議案第26号の議案11件について、3月18日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案については、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告をいたします。

去る3月10日の本会議において、当委員会に付託されました議案第6号から10号及び議案第17号から22号の11件について、3月16日に審査を行いましたので、その経過と結果についてを報告いたします。

議案11件について執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、11議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これから、総務文教委員長及び経済厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。議案第6号から議案第26号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号令和元年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和元年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和元年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和元年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和元年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号田布施町総合計画策定検討委員会設置条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号田布施町監査委員に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号田布施町職員定数条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号田布施町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号田布施町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号田布施町介護保険条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号田布施町営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号田布施町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号町道路線の認定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号辺地総合整備計画（竹尾）についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号辺地総合整備計画（小行司）についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号辺地総合整備計画（真殿大国木）についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28. 議案第28号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第28、議案第28号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提案いたしました提案理由を申し上げます。

議案第28号は、人権擁護委員の推薦に関するものでございます。

現在、本町では4名の方が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活動されておられます。

本案は、この4名のうち、長迫晃氏の任期が本年6月30日をもって満了するため、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

長迫氏は、中学校の教員として、また社会教育主事として、地域の人々の人権意識の向上に努めてこられました。

同氏は29年3月31日、上関町立上関中学校を退職後、3年間人権擁護委員として活動しておられ、これからも人権問題を身近な問題として捉え、町民が安心して暮らすことができるよう支援したいと考えておられます。こうしたことから、同氏を引き続き人権擁護委員として再任したいと考えております。

以上で、提案理由を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

日程第29. 議案第29号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第29、議案第29号教育長の任命についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 続きまして、議案第29号は、教育長の任命についてでございます。

本案は、尾崎教育長の令和2年3月31日付辞任に伴い、後任として、鳥枝浩二氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

現の尾崎教育長におかれましては、平成19年4月から4期13年にわたり、教育委員会教育委員、教育長として、行政経験と幅広い知識を生かされ、教育、文化の振興に多大な貢献をいただいたところでございます。

その教育長から、「任期の途中ではありますけれども、一身上の都合により、教育長の職を辞任したい。ただ、4年の任期を全うせず辞任することについて、大変申しわけない気持ちでいっぱいです。しかし、教育長不在の期間を生じさせることなく、町長が後任の人選を行うには、この時期しかないということから、御理解いただきたい」という申し入れがあったものでございます。

これを受け、私も非常に考えたところでございますが、本人の意思もかたく、その意向を尊重して申し入れを受けることと決断し、このたびの提案となった次第でございます。

後任につきましては、学識面、経験面などの要件を踏まえ、総合的に判断いたしました結果、現田布施中学校校長でございます鳥枝浩二氏を教育長に任命したいと存じております。

鳥枝氏の主な経歴につきましては、議案に添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じますが、鳥枝氏は、昭和34年4月15日生まれの60歳で、昭和57年3月に東洋大学経済学部を卒業後、同年4月に下松市末武中学校教諭としての教員生活をスタートされ、平成22年度から萩市の須佐中学校校長、下松市の末武中学校校長を経て、平成31年度から田布施中学校の校長として田布施町の教育を支えていただいております。

またその間、山口県人権教育課主幹、下松市教育委員会学校教育課長など、教育職のみならず、教育行政の経験も豊富でございます。

性格も温厚で非常に真面目な方であり、教職員のみならず、保護者や子供からの信望も厚く、広い視野で多角的に物事を見ると同時に、的確な決断力もあることから、現在のように動きの早い教育行政にも適切に対応できる人物であり、本町の教育長として適任であると考えているものでございます。

慎重なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第28号及び議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号及び議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第28号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第28号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第28号は同意することに決定しました。

これから議案第29号教育長の選任について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第29号教育長の選任についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第29号は同意することに決定しました。

日程第30. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第30閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

議会広報委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会広報委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議会広報委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和2年第1回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前 9時29分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬石 公夫

署名議員 西本 篤史

署名議員 松田規久夫